

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
分担研究報告書

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
ーファミリーホームにおける養育不調による委託解除のプロセスと手引きの作成ー

研究分担者 引土 達雄（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究協力者 藤巻 楽々（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究要旨

本研究は、社会的養護のファミリーホームへの委託において課題となっている「養育不調」による委託解除の要因とプロセスを解明し、実効性のある予防・対応策を提示することを目的とした。養育不調による委託解除を経験したファミリーホーム養育者、計 10 事例を対象にインタビュー調査を実施し、統合的な分析を行った。

調査の結果、ファミリーホームにおける養育不調による委託解除は、複数の配慮の必要な子どもを養育する環境における「チーム養育体制不全」により起きやすくなることが示唆された。具体的な背景的な要因として以下の特徴が挙げられる。

1. 事前に必要な情報とシミュレーションの不足：児童相談所から子どもの特性や医学的診断などの養育に必要な情報提供が不足している。既にファミリーホームで暮らしている子ども達への影響を考慮した慎重なマッチングが行われていない。養育者間の養育役割やトラブル対応へのシミュレーション、同居児童を含めた事前交流といったファミリーホーム全体の準備が不足している状況。
2. 機能しない支援体制による孤立：委託後に認められる子どもの行動上の問題や心身の不調が認められているが、支援機関との連携が十分に機能しておらず対応が困難になっている。他児への影響や自傷他害等の状況にあっても、児童相談所や支援機関による迅速な介入、医療や心理的支援の導入等実質的な支援関係が構築されていない状況。
3. 唐突な委託解除と移行ケアの欠如：委託解除が避けられない際、子ども自身に丁寧に状況を説明して思いを聴き取るプロセスが保障されず、唐突な引き離しが行われる場合がある。ショックを和らげる「別れのプロセス（移行ケア）」がチーム全体で協議・実施されていないこうした対応は、子どものトラウマとなる可能性があるため、緊急避難的な事態を除いて避けなければならない。

本研究の成果として、質問紙調査の結果も踏まえ、これらの知見に基づき養育不調に至るプロセスを時系列でモデル化した「プロセス図」と、各段階における 9 つの予防・ケアのポイントを明記した「養育不調の予防とケアのための手引ー子ども一人ひとりのチームを作るためにー」を作成した。これらのツールが、児童相談所やフォスティング機関等の全関係者が役割と介入タイミングを相互理解するための「共通言語」として現場で広く活用され、社会実装を進めることで「子ども一人ひとりのチームを作ること」に繋がることが期待される。

A. 研究目的

本研究は、社会的養護において家庭養育優先の原則に基づく里親委託等が推進される一方で、委託後に子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題、支援の不足により、養育者が子どもへの対応に困難をきたす「養育不調」が重要な課題である現状を踏まえ、養育不調に影響を及ぼす事象とプロセスを明らかにすることを目的とした。

昨年度までの研究においては、養育不調による委託解除を経験した4世帯5名のファミリーホームの養育者（以下、FH養育者とする）にインタビュー調査を行った。その結果、委託された子どもたちの全員が注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム障害、知的障害等の診断があり、暴力、盗癖、自殺企図等の対応困難な行動上の問題が認められていた。養育者の回答から、委託される前の児童相談所による子どものアセスメントや養育者のアセスメントに基づく養育の目的や目標の説明や交流が不十分であることが示された。また、児童相談所、フォスタリング機関等の継続的な支援体制が築かれておらず、FH養育者が養育に困難を抱えていても、すぐに相談することができずにいた。委託されている子どもたちには、様々な診断と行動上の問題が示されていたが、4世帯中3世帯は子どもへの治療的かつ継続的な支援は受けていなかった。養育の困難さが予測される場合であっても、委託前の不十分な準備と支援体制のなさが、養育不調による委託解除の背景的要因となっていると考えられた。

しかしながら、昨年度の調査段階では事例数が限られており、追加の調査が必要であることが課題として挙げられていた。

今年度は、この課題を踏まえ、FH養育者への追加のインタビュー調査を実施した。本年度の研究目的は、追加調査によって事例を拡充し、

養育不調による委託解除に影響を及ぼす事象やプロセスについての分析をより深化・精緻化することにあった。具体的には、委託前の事前のアセスメント、FH養育者と子どものマッチングや情報共有、そして委託後の関係機関とのチーム養育体制（こども家庭庁、2025）¹構築の各段階において、どのような課題が重なって養育不調による委託解除に至ったのか、その発生に影響を及ぼす事象とプロセスと要因を検討した。

また、手引き作成のため、ファミリーホームの養育者と児童相談所、フォスタリング機関の連携状況についても追加分析を行った。

最終的には、これまでの質問紙調査および複数年にわたるインタビュー調査の統合的な分析結果に基づき、養育不調の未然防止、早期発見・対応、および委託解除後のケアを含めた包括的な支援のあり方を提示し、実効性のある「養育不調の予防および対応に関する手引き（ガイドライン）」を作成することを目的とした。

B. 研究方法

まず質問紙調査の追加分析の方法について示す。

インタビューの追加調査では、事前質問紙調査とインタビュー調査を行った。下記にそれぞれの方法について記述する。

1. 質問紙調査の追加分析

養育不調の現状や支援体制の実態を把握するため、2024年度に実施した質問紙調査のデータの追加分析を行った。追加分析の対象とした内容は、「養育不調により委託解除となった子ども」と、「これまでで一番長く養育をしている子ども」に関するもので、両データの比較から、里親家庭において、児童相談所やフォスタリング機関等からの支援の有無や連携状況

についてチーム養育体制の視点から分析を行った。

2. 追加調査

(1) 事前質問紙の質問項目

インタビューで尋ねる養育不調によって委託解除となった子どもをAさんとして、性別、委託時の年齢、委託時の在籍、国籍、委託解除時の年齢、委託解除後の措置先、保護の理由、虐待被害の状況、医学的診断の状況、知能検査及び発達検査の状況についての質問項目を設けた。

また、FH 養育者の現在の年齢、A さんが委託されるまでの経験年数、A さんが委託されるまでに委託された子どもの人数、A さんが委託された時の職業、A さんが委託された時の FH 養育者の状況についての質問項目を設けた（付録 4）。

(2) 調査方法

FH 養育者の希望に応じて、担当の自治体、もしくは研究事務局から郵送もしくはメールにて質問紙を配布した。回答した質問紙はインタビュー当日に持参してもらい、当日のインタビューの進行に役立てた。

インタビュー形式は対面、もしくはオンラインであった。場所は各自治体所有の会議室、もしくは調査協力者が希望するプライバシーが守られた場所にて、調査協力者が希望する日時に実施した。本インタビューは事前に作成したインタビューガイド（付録 5）。を用いた半構造化面接を行い、時間は 1 時間から 2 時間ほど要した。インタビュー内容は、調査協力者の許可を得て、対面の場合は音声 IC レコーダーで録音、オンラインの場合は録画をした。インタビュー終了後、逐語録に起こした。

(3) 調査協力者

調査協力者は、各自治体の児童相談所を通して選定を行った。登録されている FH 養育者のうち、日本語での受け答えが可能であり、2019 年 4 月から 2025 年 3 月末までの間で養育不調による委託解除・措置解除の経験があった FH 養育者とした。

(4) 調査期間

調査期間は 2025 年 4 月～2025 年 7 月であった。

(5) 分析方法

結果の表示については、本調査の目的に照らし、委託前の認識、委託されてから解除になるまでのプロセスを考える上で、委託開始から委託解除までの期間において、養育不調による委託解除の背景的な要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出した。時期については、委託前の「委託時点までの状況（A さんの状況、FH 養育者の状況、実親の状況、委託・措置の選定先の FH 養育者の認識）」、委託の準備である「マッチング・交流」、委託が始まってから委託解除までの「委託当初」、「委託経過中」、「養育不調に気が付いた時」、「養育不調が児童相談所に共有されたとき」、「委託解除までの期間」、「委託解除時」、「委託解除後」と時期を分けて捉えることとした。

3. プロセス図の作成方法

養育不調によって委託・措置解除となった事例がどのような過程を辿ったのか、インタビュー調査で得られた 10 件の事例を分析し、統合したプロセス図を作成した（図 1）。

まず、インタビュー調査で集めた事例について、委託開始から委託解除までの期間において、養育不調による委託解除の背景的な要因を考

える上で重要な事象となる語りを抽出し、共通した事象は集約した。それらを、委託・措置前→委託・措置当初→委託・措置中→委託・措置解除時という時間軸に分けて検討し、どの段階でどのような状況だったのかを四角で示した。児童相談所やフォスタリング機関などの外部からの支援は吹き出し及び、波括弧（{）で示した。

明らかとなったプロセスの中で、養育不調の予防とケアのポイントを考えられる箇所について赤丸の数字で示した。

完成したプロセス図について、研究班内で協議を重ね、修正を重ねた。

4. 手引きの作成方法

質問紙調査やインタビュー調査を通じた現状分析により、養育不調により委託解除に至るケースでは子どもの行動上の問題が深刻化している一方で、フォスタリング機関や児童相談所との連携におけるチーム養育体制の中でファミリーホームに対する支援が十分に機能していないことが示唆された。本手引きの作成にあたっては、これらの調査結果を基盤とし、現場で真に求められる支援のあり方を反映させることとした。

インタビュー調査、プロセス図の作成を担当した対象について、手引きの執筆を担当した。プロセス図から導き出された養育不調の予防とケアのポイントを基に手引きの項目を整理し、執筆した。

手引きは関係者全員が全ての関係機関を参照できることを狙いに、一冊にまとめた。作成したプロセス図も手引き内に掲載し、プロセス図から手引きへ、手引きからプロセス図へと、双方向に参照できる構成とした。

委託前から委託解除後までを段階ごとの章立てし、児童相談所、フォスタリング機関、里

親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設を並列して項目を設けた。

養育不調による委託解除に影響する重要な事象と、作成したプロセス図から導き出された養育不調の予防とケアのポイントに基づき、委託（措置）前から解除後に至る各段階において、児童相談所、フォスタリング機関、および各養育者が留意すべき事項や役割分担をまとめた手引きの素案を対象者ごとに精査した。

手引きの精度や実用性を高めるため、調査協力機関（里親家庭 2 世帯、児童相談所、フォスタリング機関、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設 2 ヶ所）から意見聴取を実施し、フィードバックのあった内容等について検討の上、手引きの完成稿とした。

（倫理面への配慮）

各年度とも、調査協力者は自発的な協力を求め、協力しなくても不利益が生じないことを確認した上で協力を求めた。また、調査回答者および研究対象となった子どもの匿名性を厳密に確保して実施した。1 年目の質問紙調査では国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認（2023-164）を得ており、2 年目、3 年目のインタビュー調査では新潟青陵大学倫理審査委員会の承認（第 202407 号）を得て実施している。

C. 研究結果

1. 追加分析（児童相談所やフォスタリング機関からファミリーホームへの支援状況の全体的な傾向）

2024 年度に実施している質問紙調査について追加分析をした（表 1）。その結果、養育不調により委託解除に至るケースであっても、里親家庭は、児童相談所やフォスタリング機関のどちらともから支援を受けていたのは、ファミリ

一ホーム 10.0%であり、どちらからも支援を受けていないファミリーホームは 26.7%に上っていた。子どもの行動上の問題が深刻である一方で、フォスタリング機関や児童相談所との連携におけるチーム養育体制の中で、ファミリーホームに対する支援が必ずしも十分に機能していないことが示唆された。

一方で、養育不調による委託解除を経験していない、これまでで一番長く養育していた子どもについての調査においても、児童相談所やフォスタリング機関から支援を受けている割合はファミリーホーム 7.7%であり、児童相談所やフォスタリング機関から支援を受けていないファミリーホームは 43.0%であった。

2. 追加調査

表 2 は昨年度と今年度の調査の調査協力者と不調により委託解除となった子どもの状況をまとめたものである。A～D が昨年度調査のデータであり、E～J が追加調査のデータである。以下には追加調査の結果を示す（A～D については昨年度の報告書参照）。

(1) 追加調査の調査協力者と委託解除となった子どもの概要（E～J）

① 調査協力者の年齢と性別

参加した FH 養育者は、50 代が 2 名、60 代が 3 名、70 代が 1 名であった。性別は、男性が 1 名、女性が 5 名であった。

② 委託時と委託解除時の子どもの学年

「就学前～小学校低学年」の委託期間の子どもが 2 世帯、「小学校高学年～成人」の子どもが 1 世帯、「中学生～中学生」の子どもが 1 世帯、「中学生～高校生」の子どもが 1 世帯、「高校生～高校生」の子どもが 1 世帯認められた。

③ 委託解除となった子どもの性別

男子が 3 世帯、女子が 3 世帯であった。

④ 委託解除となった子どもの主な行動上の問題について

委託解除となった子どもの主な行動上の問題は、「学校での暴力、暴言」、「食事がとれなくなる」、「嘘をつく、養育者との関係構築の困難さ」、「委託されている他児との関係構築の困難さ」（2 世帯）、「うつ傾向、希死念慮」が認められた。

⑤ フォスタリング機関からの継続的支援

支援機関等からの継続的な支援や連携があった世帯が 2 世帯、継続的な支援がなかった世帯が 4 世帯であった。

⑥ 委託解除となった子どもへの児相・フォスタリング機関からの継続的支援

子どもへの児相・フォスタリング機関からの継続的支援があったと回答したファミリーホームは 1 世帯であった。その他に「精神科医療受診」が 1 世帯、「精神科受診・児童相談所（児童心理司）」による支援が 1 世帯であった。子どもへの具体的な専門支援がなかった世帯は 3 世帯であった。

(2) 委託時点まででの FH 養育者の状況（E～J）

① 調査協力のあった FH 養育者の職業と養育者の構成

表 2 に示す。「夫婦で運営、ファミリーホーム専業。養育補助者一名雇用」が 1 世帯、「夫婦で運営。妻がファミリーホーム専業。夫は養育補助者。養育補助者二名雇用。」が 1 世帯、「夫婦で運営、ファミリーホーム専業。養育補助者二名雇用。」が 2 世帯、「夫婦で運営。夫が

自営業、妻がファミリーホーム専業。養育補助者二名雇用。」が1世帯、「夫婦で運営。夫が正規雇用。妻がファミリーホーム専業。養育補助者二名雇用。」が1世帯認められた。

② 養育経験・登録の状況

全世帯がファミリーホームとして運営しており、過去の養育・委託経験はいずれも「有」であった。

③ 実子の有無

表2に示す。実子がいるFHは6世帯（全世帯）であった。

④ 子どもが委託される時点の受託人数

表2に示す。委託解除となった子どもが委託される時点の受託人数については、3人が2世帯、4人が1世帯、5人が2世帯、6人が1世帯であった。

(3) 委託時点までのAさんの状況（E～J）

① 保護となった理由

表2に示す。それぞれの子どもが保護された理由は、「父母の未婚、養育拒否」、「養育拒否」、「父の虐待もしくは酷使、母の虐待もしくは酷使」、「父の虐待もしくは酷使」、「母の虐待もしくは酷使、養育拒否」、「保護者の精神疾患、児童の問題による監護困難、その他（母との不和）」が認められた。

② 医学的診断の把握について

医学的診断がなかった（「無」）子どもが2世帯、診断が「不明」であった子どもが1世帯であった。診断が認められたケースとしては、「注意欠陥多動性障害、限局性学習症」のあった子どもが1世帯、「愛着障害、注意欠陥多動性障害」が1世帯、「うつ傾向」が1世帯認められ

た。

③ 知的状況の把握について

「検査を受けていない」が2世帯、「不明」が2世帯であった。検査を実施していたケースでは「WISC 全検査IQ 91-100」が1世帯、「WISC 全検査IQ 81-90」が1世帯であった。

(4) 委託時点の実親の状況（E～J）

保護理由から読み取れる実親の状況として、父母の未婚が1世帯（FH養育者E）、保護者の精神疾患によるものが1世帯（FH養育者J）認められた。また、虐待に関連する背景として、父母の虐待もしくは酷使が1世帯（FH養育者G）、父の虐待もしくは酷使が1世帯（FH養育者H）、母の虐待もしくは酷使が1世帯（FH養育者I）認められた。

(5) 子どもの委託・措置先の選定に関するFH養育者の認識（E～J）

① 児童相談所からの直接的・明確な説明の不足と養育者による推測

里親の調査結果と同様に、なぜ自身のホームが選ばれたのかについて、児童相談所から十分な説明を受けていない実態が確認された。「それは聞いてないんです。そういったところはちょっと聞きづらい感じがありましたね」（FH養育者H）というように、選定理由について直接的な説明を受けていないケースが認められた。

また、「本児のより安全で安心な生活を保障する上でファミリーホームでの支援が適切と思われるためっていうことですね（と書いてある）」（FH養育者F）や、「（書類に）書いてますので、こんなことでうちの方に、そういうことやったと思いますけどね…それは里親に言

う必要ないと思ってるのはおかしいけど、聞いてない話が多いですよ。養育の何か計画に計画書みたいな触れますけども、それはそのファミリーホームから里親さんで生活するのがいいでしょうみたいな形の文章だけやから、あんまり深い話は（ない）」（FH 養育者 I）のように、児童相談所からの直接的な説明ではなく、提供された書類等の情報から、養育者自身が委託の理由を推測して受け入れている状況が見受けられた。

② 「施設代替」としての機能への期待と具体的な留意事項の伝達

「本当はもうこれは施設に行くしかないお子さんだけれど、何とか温かい家庭っていうのを、味あわせたいっていうのが担当さんからの連絡で」（FH 養育者 G）というように、施設ではなく家庭（FH）を必要とする明確な理由が伝えられていたケースも 1 件認められた。このケースでは、「親が引き取らないため自立までお願いしたい」「フラッシュバックがあるため見守りが必要」「窃盗癖があるため環境作りが必要」など、具体的な養育の目標や留意点についても併せて説明がなされていた。

（6）マッチング・交流（E～J）

① 交流期間のばらつきと緊急的な委託の実態

マッチングや事前の交流については、一時保護中の数回の顔合わせや短期の宿泊を経て委託されたケース（FH 養育者 F、I）や、見学後に体験宿泊を予定していたが直前のアクシデント（体調不良）で実施できずそのまま委託されたケース（FH 養育者 J）が認められた。

一方で、「いきなり委託だったんですよ。当日の朝電話があって夕方来るとか」（FH 養育者 H）というように、事前の交流や準備期間を

ほとんど持たないまま、緊急的に委託されるケースも散見された。これはファミリーホームが緊急保護の受け皿として機能している実態を示すと同時に、「どのみちここに来るんだから」「成り行き」といった養育者の語りから、マッチングプロセスにおいて養育者側の意思決定が介入しにくい状況も窺えた。

② 子どもの「過剰適応」や「ぺたってする」行動について

事前の交流段階における子どもの様子について、養育者は特有の振る舞いを観察している。「ぺたってするのが上手」「すぐ信頼しちゃうというか」（FH 養育者 E）や、「人懐っこく礼儀正しく」「いい格好しいみたいな。いい子でいなくちゃいけないって」（FH 養育者 G）という語りからは、子どもが新しい環境に適応しようと過剰に努めている様子（過剰適応）が窺える。また、FH 養育者 E の「ここのお母さんの前ではママとは言わないんですよ。小さい頃からそういうのがすごく得意な子で」という語りが認められた。

③ 限られた交流の中でポジティブな面に向かって受け入れる

交流期間や情報が限られている中でも、「はきはき答えるし、普通の子どもの感じ」（FH 養育者 I）や、「言葉自体がそんなに出不あい子だったんですけど（中略）意思の疎通はできる」（FH 養育者 F）など、養育者は子どものポジティブな側面に目を向けようとしていた。

また、「実際に生活してみないとね、体験とかそういうのではなかなかわからない」「受け入れる状態であれば断ることはないですね」

（FH 養育者 F）という語りに象徴されるように、限られた情報であっても、支援を必要とする子どもを専門的な養育の場として包括的に

受け入れようとするファミリーホーム特有の姿勢が確認された。

(7) 委託当初 (E~J)

① 愛着の課題と特定の養育者に「べったり」すること

委託当初、子どもが特定の養育者（主に母親役割）に対して過度に密着する様子が複数のケースで認められた。「お母さんお母さんでべったり」（FH 養育者 H）、「私の方にべたっている感じ」（FH 養育者 E）といった語りが認められた。

一方で、その裏返しとして、他の家族や同居児童に対して「目つきが攻撃的」（FH 養育者 E）になったり、他の子どもが「お母さんを取られた」と嫉妬し、関係が悪化したりする集団養育ならではの困難さも示唆された。

② 言葉の未発達や不利な状況で話さないことによるコミュニケーションの難しさ

幼児期の委託では、「簡単な言葉は話せるけど文にならない」（FH 養育者 F）といった言語発達の遅れが指摘された。

また、学童期以降のケースでは、自分に非があったり不利な状況になると「無口というか、本当黙って貝みたいに閉じてしまう」（FH 養育者 H）という語りが認められた。

③ 他児への攻撃性と土下座の要求

「私達がわからないところですごい殴る蹴るとか、すごいいろいろ意地悪をして。仲良くやっているように見えてたんで、気が付けなくて。下の子が『お母さん実は、殴られてて』って、もう本当に耳を疑うっていうか。」（FH 養育者 G）という語りが認められた。また、謝罪のさせ方について「A くんが『謝れ』って言ったら、正座して『土下座しろ』って言ったんですよ。

いや謝るっていうのは、頭を地べたにすりつけて謝るって。そこまでやらなかったら謝ったってことにならないって言って、ああそうか、そういうふうに暮らしてきたんだなっていうふうに思っ。」（FH 養育者 G）という語りが認められた。

④ 引きこもりと精神的不調

「この子はもう学校行かないなという印象だったので、その生活自体も、おそらく布団に潜ったもぐりこんだっきり出てこないとか、そういう日が続くだろうなと予想を立てましたら、まさにその通りでした。」（FH 養育者 J）という語りが認められた。また、「何も喋らなくなって、食事もとらず部屋に閉じこもり、見に行くと布団の中に潜って、頭が痛い頭痛い頭痛いってずっと言っていて。それが2日ぐらい続くと今度は死にたい死にたいって。」（FH 養育者 J）という語りが認められた。

(8) 委託経過中 (E~J)

① 保育園や学校での、他児や教員に対する他害

「もうやっぱし馬鹿にしちゃって、いろんな悪さをして、砂をかけてみたり、女の子たちの髪を引っ張ってみたりとか、そんなことを毎日のようにやってるそうで」（FH 養育者 E）という語りが認められた。また、教員に対する暴力について「なぜか髪の毛引っ張ったり、その先生が、ギュッと引っ張って、それで痛いとか言うらしいんです。その現状を私は見たことないからわからないんですけど、と思ったら今度やっぱ蹴りを入れたりとか。何しろいたぶってるらしくて。やめてやめてっていう言葉に、嬉しさが来て、顔がなんか何とも言えない表情になるらしくてっていう話を聞いて、それが毎日あるみたいで。」（FH 養育者 E）という語りが

認められた。

② 養育者の前での態度の使い分けと A さんと周りの人の訴えの食い違い

養育者の見ていないところで問題行動を起こし、A さん本人の被害の訴えと事実が乖離している実態が語られた。「だから初めの頃は私もちらっと教室をのぞきに行ったりしたときは、私がいるときは、ちゃんとした態度でやるんですけど、いなくなると、それがやっぱり悪くなる。でもだんだんね、…にやっと笑って悪さをするようになってきたんで、恐ろしいですよ、本当に。目の前でやられるっていうのはこういうことなんだと思ひながら。ただ私には全く危害はこなかったんですけど、一切なかったです。」(FH 養育者 E) という語りが認められた。また、いじめ被害の訴えについて「やられてるっていうふうに思うことがすごく多い。A くんが。自分がやられてるって思うことがすごく多くて、学校でいじめにあってるから行きたくないとか、そういうのも言うことはすごく多いので、…(保護された経緯の中で) お母さん(実母) が言ってることって本人が言ってることと全然違うけど、お母さん(実母) が自分が悪くないっていうために言ってたんだらうと私達は思って受け止めてましたけど、最後解除になった後にもう 1 回振り返ってみると、もしかしたら、どっちだったのかなって思うぐらいです。本当に涙流してこうなんだよ信じてよって言っても、お友達がいよいよやこういうふうに言ってますみたいなのか、その困った友達がお母さん(学校のかかわりのある保護者)を通じて私に教えてくれたりっていうのは中学時代もよくあって。そうすると、かなりなことをやってるねっていうのがわかるし、いじめられてるっていうけど、教頭先生とかが、いや、もう本当にいて、みててくださいって。

そんな言うほど、この子がかわいそうな状況じゃないんですよ。この子がやってんですよっていうのを教頭先生がもう、見てあなたが理解した方がいいかもしれないって言うのを言われて」(FH 養育者 G) という語りが認められた。

③ 家庭内でのルール守れないことと他児への影響

思春期以降における無断課金や生活リズムの乱れ、他児への悪影響が語られた。「高校生になってからは携帯電話のまとめて支払い機能を使い、無断で課金するなどの問題行動が見られました。」(FH 養育者 G)、「高校生活…夜中までギャーギャー大きい声でゲームをして、何回怒ったかわかんないっていうぐらい、その周りの子は寝てる。隣近所も寝てる。迷惑だからやめなさいよっていうのを、はいつて言うけど、やめないんですよ。ていうので、ずっと言って中学生、同じ部屋に寝てる子は中学生で朝練もある。一生懸命部活もやってるっていうので、迷惑だからっていう話しても全然相手のことを考えてくれない。」(FH 養育者 G) という語りが認められた。さらに、「A くんが他の子たちにけしかけたらしいんですね。…FH 養育者を困らせてやろうぜって、今から外に出ちゃおうぜって言ったんですって。ところがうちにいる子たちは、自分たちは FH 養育者には絶対迷惑をかけない。そんなことをやるんだったら俺たちは出てくよってその A くんから 2 人揃って出てきてしまった。うん。それを非常に無視されたと彼は言っていて、児童相談所に電話をかけてました。友達に無視され、ホームの子に無視された。」(FH 養育者 J) という語りが認められた。

④ 実親から植え付けられた歪んだ価値観の持ち込みと実家族への複雑な思い

実親との生活の中で植え付けられた歪んだ価値観を持ち込む様子が語られた。「このときに、家で虐待されたことを喋って、自分のお母さんにこんなことされたとかね。いろんなこと言いました。そのときに結局、悔しかったら早く生まれる。年上が一番偉いというようなことを植え付けられたよね。…兄弟でも年上が全てに優先されるという考えを持ってます、ということを知られたんですけど、それがあってそれから、結局その下の子を支配する性格も変わらない。」(FH 養育者 I) という語りが認められた。実兄の家庭復帰に伴う影響についても「5 歳ぐらいのときに、お兄ちゃんが家庭復帰と。…自分は帰れないっていうところだと思うんですけどね。結構ショックだったみたいで。」(FH 養育者 E) という語りが認められた。

⑤ 児童相談所との連携の難しさ

児童相談所との連携の難しさが語られた。「私もね、やめようかなっていう段階のところ、今までホームやってたところから自分の家を買って、そこで生活をしたいなという気持ちで 1 回兄相には言ったんですけど、何か言葉のやり取りで、間にいろいろあるもんですから、なんかおかしい具合になってしまって、私が辞めたいっていうのが、こっちでやりたいっていうことに変わってみたいで…私はもう返したかったんですよ。いろいろと揉め事があったんで。だから、えって感じで話がだいぶ違うって思ったんだけど…行き違いがすごいあって、もうそれやり取りするのが面倒くさくて、しょうがないからちょっとだけって」(FH 養育者 E) という語りが認められた。また、児童相談所との関わり頻度については「最初の委託時は結構頻繁にやり取りはしていますけどやっぱり落ち着いてくると そんなに何かやっぱりあるときじゃないと来ないというか、こちらも報

告することもないので。」(FH 養育者 H) という語りが認められた。

(9) 養育不調に気付いたとき(FH 養育者 E～J)

① 同居している他児への暴力や支配

「2 段ベッドで、もう一つ私のベッドも置いてあったんですけど、おやすみなんて言いながら寝てたんですけど、その幼稚園の子がちょっと態度がおかしかったんですけど、いちいち電気もつけなかったからわかんなかったんですけど、翌朝おはようって言って起こしたら顔がなんか殴られたような跡が、こう、してて。あと、首のところに引っかかれた跡、これは何事みたいだね。」(FH 養育者 E) という語りが認められた。また、「その A さんの上に 2 つ 3 つぐらい上の女の子がいるんですけどもその子とのやり取りで何かちょっと何か臭い。部屋が一緒だったんですけど、2 人 1 部屋だったものだから、それで何か、何かの匂いがひどくて臭いとかで窓開けてっていうのでなんか喧嘩じゃないですけど、始まって A が包丁を持ち出したりとか…あって、終止がつかなくなってしまって、警察を呼んだみたいない経緯があって」(FH 養育者 H) という語りが認められた。「結局下の方もなんかね、上の子が出ていって、そういう多分そういう生活が始まったんですよ。支配されず。今までの一番下の子もなんかものすごく明るかったのにね、なんか表情が暗くなって、おかしいなって思ってた。泣いているときもあって、どうしたんやっていうのを言わないというのが問題」(FH 養育者 I) という語りが認められた。

② 学校や地域社会における問題行動や事故

「学校行ったらやっぱし、またひどくて、もっとひどくなったんですよ。今度はね 1、2 年

生の子を追い掛け回して、殴りかかっていったり。だから、廊下のど真ん中を胸張ってね。歩いてんですよ。そうすつともう1年生2年生がきゃーきゃーきゃーきゃー言いながら逃げ回って、なんかまるで獲物でも狙ってるみたいな、そんな感じで」(FH 養育者 E) という語りが認められた。また、「高校3年生の夏、…事故を起こしていたことが発覚。」(FH 養育者 G) という語りが認められた。

③ 養育者への激しい反抗・暴言と対話の拒絶

「そのバッグの中を出して、勝手に出して、それをバーッと、この辺にまきちらして、それで、お前今日片付けろよ、みたいな、偉そうに言うのね。そうすると、何言ってんのあんたが片付けるんでしょって私が言うと、でもこれ俺のじゃないし、お前のだろうみたいな。お前のだから片付けろとか言ってね、すごい言い方してかわいくないじゃないですか。」(FH 養育者 E) という語りが認められた。また、「ねえねえ A くんさ、スマホいじらないでちゃんとお話ししたいんだけどったら、ああ、って始まって、うざいんだよな、うるっせんだよなって始まって、今まで見たことない顔でしたけど。…うるせえんだよ！って言ってさっと上がって自分の部屋に戻ろうとしたので」(FH 養育者 J) という語りが認められた。

④ 精神的不安定や心身の衰弱

「きっかけと言うか、ちょっとやっぱおかしいなって思うのが、そのハイなときとじっとしてるときというのがあって双極性障害のような感じ。テンションの高いときはすごく動き回ったりとかするんですけど、もうじっと動かないときは朝起きてこないし、着替えもなかなか進まないしとか、遊んでても部屋でじっと座

ってしてたりとか、食事もぼーっとしてたり」(FH 養育者 F) という語りが認められた。また、「食事には呼んだら来るんです。でも、なかなか進まなくて本当に1時間ぐらいかけても一口二口とかそんな感じでもういらんみたいな感じでもう無理に食べさせるのもあれかなと思って、してたんですけど、だんだんだんだん食べなくて。毎日そんな感じが続いてきてっていう感じ」(FH 養育者 F) という語りが認められた。

⑤ 家出・実親の元への無断帰宅

「違う子どもがちょっと体調崩してしまって暑かったので、救急車を呼ぶとかっていう感じでそっちの方にみんなでいっていたんですけども、それでちょっと自分の方を見てほしいみたいのがあったのか、私の何かしてくれないのみたいな感じで聞いてくれないのみたいな感じで、なんでそっちばかりみたいな。それで多分出て行ったような気がしますね。」(FH 養育者 H) という語りが認められた。また、「(今後の学校について話し合おうとしたら A は反抗を示し)その後の丸2日食事摂らずに、はい。部屋に閉じこもってたんですよ。…3日目の朝に家に帰りますって言って、帰った。本当に予想通りの行動だと思って。はい。そこでお母さんのところに帰ったみたいでしたけど。」(FH 養育者 J) という語りが認められた。

⑥ 関係機関(学校・児童相談所)に対応してもらえない

「そしたら、(学校の)会議室に通されて、みんな先生方座っているんですけど、そこで皆さんから〇〇さん(FH 養育者 E)何とかしてください。もう私達にはもう無理ですみたいな。」(FH 養育者 E) という語りが認められた。また、「(A が)人身事故を起こしているってい

うのが書いてある。即連絡しろって書いてあるんだけどどうでしょうって児童相談所に連絡すぐしたんです。そしたらとにかくこっちで（FH 側で）説諭してくださいみたいな。もしそれが重要なことであれば、警察からも連絡くると言うんですよって言うんですよ。児童相談所の方が」（FH 養育者 G）という語りが認められた。

(10) 養育不調が児童相談所に共有されたとき （FH 養育者 E～J）

① 学校と児童相談所の危機感の違いと連携の困難さ

「学校からしてみれば、児相は頼りにならない。ということが、結局多くて、まともな回答が得られないと言われると、まともな回答が得られないと私に言われても。だから学校の方も児相にこういうひどいことがあるんで見に来て下さいって言われたときに、職員、ワーカーと心理士と 2 人で行ったら、ちょうどサポート級の前で、うわばきがひゅんって飛んできて。ん？と思ったら A くんが投げてたらしくて。そんなのはしょっちゅうみたいで、こんなのたいしたことありませんよ、みたいなね。学校の先生ももうこんなのあれしたら大変、もっとひどいんですからって。ズラズラズラと全部言われちゃうと、もう職員も何も言えなくて。で、どう思いますかって言われても何も言ってくれなかったとかね。」（FH 養育者 E）という語りが認められた。

② 多重ケアの負担と他児への影響による限界

「措置解除になったのが次の年なんですけど、退院してきて、もう 8 月に一応一時保護所の方に移ってるんです。ちょっとまたね。食べなかったりすることも、食べないことはなかったんですけど、食事に時間がかかってきてって

いうので、また同じパターンになってしまわないかっていうので、ちょっとそういうふうになると、他の子どもの体調とかも良くなかったんでこっちも見ていくのもちょっとしんどいかもっていう話はしてたんですけど」（FH 養育者 F）という語りが認められた。

③ 養育者個人の深刻な心身の不調による限界

「お医者さんに行ったら、〇〇さん（FH 養育者 J）ちょっとあのその子には申し訳ないけど、ちょっとストップかけた方がいいんじゃないかと。…いや、無理。無理しちゃ駄目だって。A くんは他にいるかもしれない、他の人がね預かってくれるとか。うん。施設に入るとか、何か方法はあるかもしれないけれど、〇〇さん（FH 養育者 J）倒れたら大変だよって。そうかなって倒れたことないしなあとかって思ったんですけどね。…なんかもう本当に心臓が飛び出すようなふうに自分の体が動いちゃうんですもん。心臓と一緒に。もうこれは本当に A くんに申し訳ないけど、いいですって言ったら自分が倒れちゃうかもなと思ったので、帰りたいですっていうのは言ってくれたんですけど、ごめんなさいと体調が悪くって受けられないというふうにしてお断りをしたんですよ」（FH 養育者 J）という語りが認められた。

④ 児童相談所を交えて話をするが改善が難しい状況

「どっちもは無理なんだよ。ここはファミリーホームは子どもが暮らすところであって、…もう就職してきちっと自分で自活していくっていうのが正しいあり方だよって児童相談所の人もだから…（ルールを守らず）優先したいっていうことであれば、ファミリーホームには暮らせないよってという説明をしてくれてて…

（しかし、Aさんは言うことを聴かず）どうやってこの3月まで安全にこの子と過ごすのか。見失うって思ってた本当に一つも言うこと聞かないし、本当に好き勝手っていう感じで」

（FH 養育者 G）という語りが認められた。また、「（ケースワーカーは）そのために来てくれたり、ちょっと話して、話をして今後はこうしていこうとか、何かちょっと自分を変えて、お互いに残していこうとかいう触れましたけどね。今のここね、個室数とか。約束事を書いたり、何かして。…なんちゅうのかな、適当にあしらっつけみたいな感じでなんかこう、うん、『はいはい』みたいな感じで、それはやっぱし何か、…もう開き直ったみたいですね。」（FH 養育者 I）という語りが認められた。

（11）委託解除時

① 委託解除時前に支援は受けていない

「（児相からの養育相談は）そういうのはないです。…（フォスタリング機関からの支援も）いや、何も受けてないです。子どもと部屋で、お話をして、もうこんなことするなよみたいな感じで、またしたら、また怒りに来るからみたいな感じで帰っていくって感じですかね。」

（FH 養育者 E）という語りが認められた。

また、「（支援機関の人が）そういうことが増えてっていう話をね、聞いてくれるだけで、直接権限がないからね。」（FH 養育者 I）という語りが認められた。

② 児童相談所による急な引き離しや事後報告への戸惑い

「児相の担当のワーカーさんがおうちに来て、Aさんをすぐピックアップしてっていう感じ。しかも本当にタクシーで」（FH 養育者 E）という語りが認められた。また、「決まってから連絡があった。…もう既に決まってるような

状況で連絡が来たような感じ」（FH 養育者 H）や「その学校からあの保護されてるから。うん。うちに帰ってきてないからね。…また一時保護をしますみたいなこと連絡あったけども（学校から直接保護された）」（FH 養育者 I）という語りが認められた。

③ 行動上の問題と他児との関係悪化

「家中を引っ掛き回されてるみたいな感じ。そうですね。なんかね、自分の都合があっても扉を突っ張り棒で上げられたりして困ってしまう。立てこもりするし」（FH 養育者 I）や「（他児はAにいてほしいということとは）ないです。全然なかったですね。…逆に出て行ってくれていう。」（FH 養育者 H）という語りが認められた。

④ 子どもに事前に委託解除について説明せずに委託解除

「大丈夫です私が乗せますとか言って、もう言葉が何か心理の何とかさんがお話し聞きたいんだって、向こう行ってお話してきてくれるとか言ったら、いいよとか言ってタクシーにのって」（FH 養育者 E）や「一時保護所に移るっていう話はしてないんですけど、入院してその病気、体のどこが悪いのかとかちゃんと調べてもらってっていう話はしましたね。そのために児相が迎えに来るよっていう話はしてます」

（FH 養育者 F）という語りが認められた。

（12）委託解除後（FH 養育者 E～J）

① 児童相談所から状況は教えてもらえない

「そこに何かの事情とかそういう元気にしているからそういう事情は全然わからないんですけど、言えないということで。そこにいるみたいです。高校とか行っているかどうかはわかりませんし」（FH 養育者 H）や「〇〇

さん（FH 養育者）のところに帰りたい、会いたいという話がすごくあって。で、会ってもらえますかみたいな感じで、いいですよって決まった日にちの日に…急にそれがキャンセルになってしまって。それが何でキャンセルになったのか意味がわからなくて私はただキャンセルっていう。」（FH 養育者 E）という語りが認められた。

② 残された子どもへの被害の発覚と児相の調査による心理的負担

「私の見えない部分で、その子小学校一年生の子にそういう悪さをしてたっていうのはあったけど、でもそれも見つからないようにうまくやっていたみたいで、後からもう帰ってこない、帰ってこないから安心だよってその子に言ったら、実はって言うてくれたから。」（FH 養育者 E）や、「聞き取りは子どもたちも受けなきゃいけなかったんで、子どもたちにしたら、その児童相談所がすごく怖いところ。自分たちはうちにいられなくなるんじゃないのかなっていう不安がすごく強くなって（中略）なんかすごくねこの聞き取り調査のこととかも、子どもたちのすごく負担になって」（FH 養育者 G）という語りが認められた。

③ 自身の力量の限界を感じる

「そのとき、私もそのときは専門里親をね、一応資格っていうか、認定をされたんですけど、あの子が…なんていうのかな。本当にとってもやけど生活できへんし、専門里親ってそういう子がもしいるんやったらね、とても僕はできへんと思ったから、もう専門里親やめました。」（FH 養育者 I）や「私（A についての）連絡もらっても何もしてあげらんないからもう連絡いいですって言って。…そうすると、あと、あと 1 年もしないうちにもちょっと児童相談

所も使えなくなっちゃうよっていうところで…それはもうごめんなさいと。（連絡を）いただいてもあれだからっていうことで」（FH 養育者 J）という語りが認められた。

（13）養育不調予防のために望むこと（FH 養育者 E～J）

① 児童相談所の迅速な対応と適切な情報共有の欠落

「こっちから発信していかないと、なかなか児相も動いてくれなかったりとか…生活していく中で何か支障が起こってきて、違うようになってからの動きになるんで」（FH 養育者 F）や、「今児相って 5 時半か 6 時以降は繋がらないんですよ。…皆さんが学校から帰ってきてからが大変ですよ。…夜が多いよね。9 時頃とか」（FH 養育者 H）という語りが認められた。

② 足りていると思っていたが、必要な支援が何かをもっと児童相談所とも一緒に検討すればよかった

私も（児童相談所からも支援を）毎回毎回やってもらっているし、そのわかり合えてると思うてるので、なんか他の子に比べてものすごく手厚くやってもらってるために、何かそれで足りてるような気になってたかなっていう気はして、やっぱり必要な支援っていうのをもうちょっと正確に児童相談所も私達も考えなくちゃいけなかったかなっていうのが、ひとつ」（FH 養育者 G）という語りが認められた。

③ 養育の事後的な振り返りと専門機関（フォスタリング機関等）の重要性の痛感

「この子のためにやってあげたいと思うことが、里親だったりファミリーホーム側と児童相談所側とっていうので合わないことって結構あると思うんですよ。…対立しないで、この

子のためにどこが何できるかっていうのをやれるのが里専さん（里親専門相談員）とかフォスタリング機関なのかなと思うので」（FH 養育者 G）という語りが認められた。

④ 使い勝手の悪いレスパイトの改善

「例えば 2 週間 3 週間前に予約をしてください。…今困ってる今、助けて欲しいときにレスパイトして欲しいんじゃないんです。」

（FH 養育者 I）という語りが認められた。

⑤ 一人の子どもにつき委託里親やファミリーホームを 2 世帯ずつにしたらいいいのではないか

「初めから、里親さん同士のマッチングっていうのもあると思うんですけど、このお子さんをこの 2 組でみたらどうですかっていう。親戚のおじさんおばさん、この子たちいいですよー、だからレスパイトじゃなくて初めからこの人とこの人で。…もう 1 回しっかりと子育てしてきたよっていう里親さんが、うんなんかおばあちゃんの関わりとかおじいちゃんの関わりで、この里親さんのサポーター…というような形で接することができたらいいのになんていうふうに思いますよね。」（FH 養育者 J）という語りが認められた。

⑥ 18 歳以降の自立に向けた継続的・中間的な支援

「18 歳を超えると、措置延長や自立支援などの枠組みがあるものの、成人と同様に自由に（子どもにとって不適切な）契約などができてしまうため、支援が難しい状況が生じる」（FH 養育者 G）や「自立までにもうワンクッションを置くような学校半分、半職業訓練校みたいなところないかなと。徐々に事実上のね、そういうのを作ってほしいなと思う」（FH 養育者 I）と

いう語りが認められた。

2. プロセス図

昨年度と今年度追加で行ったインタビュー調査を統合し、プロセス図を作成した。図 1 に示す。

1. 養育不調による委託解除となるプロセス

ファミリーホームでは、「打診にあたり情報の不足」にともなう子どもとの相性や養育者の役割に関する検討の不足や「交流のほとんどない急な委託」により、既にファミリーホームで暮らしている子ども達との関係を含めた検討が不十分なまま委託が進むことがある。これを背景に、調査では主に 2 つの委託解除プロセスが認められた。

まず、「行動上の問題に伴う養育上の困難を主とした委託解除プロセス」である。子どもは委託当初、「養育者にべったりする」様子が見られ、これが「養育者への独占傾向に伴う他児との関係不調」となり、「他児への危険を伴う威嚇行為や家出等に伴う警察対応」へと発展する。その後一時保護等となっても「指導的な養育者への反抗・暴力」があり、最終的に「有効な手立てがなく委託解除」となる。「行動上の問題」から、前述の「養育者への独占傾向に伴う他児との関係不調」や「他児に対しての支配的な態度」を経て委託解除に至る。その他、「委託時には把握されていなかった愛着障害・発達障害傾向の顕在化」や、「実親との分離による喪失や信頼できる大人がいないことによる子どもの情緒・行動面での不安定化」が重なり、「教師への暴言・暴力」を経て「有効な手立てがなく委託解除」に至ることも認められた。また、「過剰適応的振る舞い」が認められる場合も、「他児に対しての支配的な態度」や「他児との関係悪化」が生じ、その後「指導的な養育

者への反抗・暴力」を経て「有効な手立てがなく委託解除」に至る。

次に、「子ども自身の不調を主とした委託解除プロセス」である。委託当初に子どもは「過剰適応的な振り舞いふるまい」を示すが、後に「食行動異常や不登校傾向など等の子ども自身の不調の顕在化」が明らかとなり、「改善の兆しが認められないことによる養育困難」や「養育者の体調悪化による養育困難」で「有効な手立てがなく委託解除」となることが認められた。

児童相談所への相談について、FH 養育者は、「支援として感じられない児童相談所の訪問」ととらえており、結果として、相談しても養育不調を改善させることができない状況にあった。

2. プロセスから考えられる予防とケアのポイント

【ポイント1】必要な情報を児童相談所に問い合わせ、ファミリーホーム内で養育上の役割を決めシミュレーションができるか

調査では、ファミリーホームでは児童相談所からの打診に迅速に対応する事例が見られた。こうした柔軟さは強みでもあるが、医療情報や成育歴、今後の見通しについて、十分な情報が得られないまま委託が行われる場合、すでに暮らしている子どもたちとのトラブルや、様々な子どもの行動上の問題について予測できず、対応が難しくなることが示唆された。養育不調による委託解除を予防するためには受託前の必要な情報共有の上で準備が進められ、打診の段階で感じた不安や疑問は遠慮せず児童福祉司らに伝えるべきである。子どもの成育歴、知能・発達検査等の結果、障害特性、必要な医療的ケアの内容と対応方法等が共有され、子どもへの養育にあたって配慮していくべきポイントを児童相談所と確認していくことが求められる。

ファミリーホームでは、既に複数の子どもを養育していることが多い。里親家庭に比べて、行動面や情緒面で専門的な支援を要する子どもを受け入れている傾向が示されている。新たな子どもの委託を受ける際には、既に暮らしている子ども達との起こりうる関係性の変化を意識し、主な養育者や養育補助者等の関わる大人で、子どもの年齢や性別、生育歴等をふまえたかかわり方を話し合っておく必要がある。日常のケア（食事、着替え、入浴、起床、就寝等）は、子どもの発達段階や特性によって方法が異なる。事前に養育者の役割を整理し、具体的な生活イメージを共有し、養育に携わる大人や関係機関で無理のない協力体制を築くことが必要であると考えられる。

児童相談所から、より丁寧に情報を収集することは、マッチングや交流への適切な準備につながっていくと考えられる。

【ポイント2】養育者全員、ファミリーホームにすでに委託されている子ども達も含め、交流を行えるか。委託当初の課題等を整理し、児童相談所や支援機関と検討できるか

ポイント2は、FH 養育者とそこすでに暮らしている子ども達との交流を行い、新たに子どもを迎え入れた生活についてイメージを持ち、準備をしていくことが、養育不調による委託解除を予防するために必要であろうと考えられる。

調査では、児童相談所から委託の打診を受けた後、十分な事前交流を行わずに受け入れに至る事例が認められた。また、委託後間もなく、新たに迎え入れた子どもと、既に暮らしている子どもとの関係づくりがうまくいかず、生活上のトラブルや不調につながった事例が見られた。それらの事例は、起こりうるトラブルや不調が十分に予期されていなかった。養育不調の

可能性や子どもたちの関係悪化への対応を予め検討し、交流は子どもと主たる養育者だけでなく、ファミリーホームにかかわる全ての養育者や、既に暮らしている子ども達も含めて行うことが望ましいと考えられる。実際に顔を合わせ、可能であればファミリーホームで過ごす機会を設けることで、日常生活のリズムや人との距離感を事前に確かめることができるため、交流の時間は、養育者、共に生活を送る子ども達双方にとって安心して生活を始めるためにさらなる内容の充実が求められる。

新たに迎え入れる予定の子どもの心身の状態を理解するためには、保護前にどのような生活を送り、どのような理由で児童相談所の保護に至ったのかを把握しておくことが重要である。ファミリーホームでは、行動面や情緒面について様々な配慮を要する子どもが委託されることが多く、子どもの生活背景を理解することが安定した養育の基礎となる。

本調査では、児童相談所から FH 養育者に委託の目的などについて説明があった事例は少なかった。委託の目的には、子どもや実親との関係や見通しについての説明が前提になり、それらの理解に基づいた見通しが説明されることが必要である。適切な説明があるからこそ、委託される子どもの委託の意味について子ども自身も理解し、FH 養育者は共通した理解に基づいたかかわり方をしていくことになる。

そのため、子どもにとって実親の意向や家族状況はとても重要な情報である。児童相談所が子どもに対して、実親のことをどのように説明しているのか、また子どもが実親や家族への思いをどのように抱えているのかについても確認しておくことも大切である。これらの情報は、主たる養育者だけでなく、養育補助者を含む関係者全員が何からの形で共有し、子どもの行動や感情の理解するための手がかりや、子どもへ

のかかわり方について検討することが望ましい。

状況によっては、実親の行方が分からない等、詳細が把握できない場合にも、児童相談所が子どもにどのように委託までの経緯を説明しているか、または今後どのように説明する予定かを確認しておくことが重要である。

【ポイント3】チーム養育体制を形成し、子どもの理解や新たな支援について検討していけるか

本調査では、委託された子どもは「養育者になべったりする」ことや、「行動上の問題」、「過剰適応的振る舞い」を示しており、委託当初の子どもの振る舞いが多様であることを示唆している。それらの振る舞いから、子どもたちは更に行動上の問題や心身の不調を示し、養育者是对応に苦慮していた。本調査の事例においては、その委託当初の子どもの振る舞いについてチームの多角的な視点で理解し、介入や支援を受けている FH 養育者はほとんど認められなかった。

委託される子どもの多くは、被虐待等の逆境的な体験を経ており、その過程で何度も人との別れや環境の変化を経験している。そのため、ファミリーホームへの委託という出来事を、すぐには「安全で続くもの」として実感することが難しい場合があると考えられる。これまでの別れの経験は、子どもにとって私たち大人が想像する以上の耐え難い悲しみや苦しみ、怒り等の感情を抱えている可能性がある。

本調査では、特定の養育者を独占しようとして、他の子どもを遠ざけるために暴言や暴力を用いたり、大人に対しては「過剰適応的な良い子」として振る舞う一方で、見えないところで弱い立場の子どもを支配しようとする姿、あるいは嘘や盗み、反抗的な態度等として行動化し

ていることもあった。これらは、安心を求めているサインや、過去の過酷な環境を生き抜くために身についた振る舞いとして理解し、子どものペースで再学習を促すことが必要である。こうした行動が見られた際には、養育者間で「誰がその子を受け止め、誰が他の子ども達をケアするか」といった役割分担を明確にし、対応を共有することが重要である。また、影響を受ける他の子ども達の不安や不満にも目を向け、ケアを行う必要がある。対応が困難な場面ほど、ファミリーホーム内だけで抱え込まず、児童相談所や里親支援センター等と連携し、チームとして子どもを支える視点を持って対応を検討することが望まれる。

委託後の生活が始まってからの最初の時期は、その後の養育関係の安定を左右する極めて重要な期間である。まずは、どのような頻度で児童相談所や支援機関と状況を共有するかをしっかりと確認し、些細なことでも相談できる体制を作っておくことが必要である。委託当初に特に問題なく、子どもが他の子ども達とも楽しく過ごしていると養育者が感じたとしても、子どもの状況に合わせた養育についてチームで考えることが客観性を与え、より適切な養育を検討するために重要である。生活の約束事やルールが守れない場合は、約束事やルールをめぐっての対応や、何かしらの行動上の問題や生活のルールが子どもにとって適当なのか等を児童相談所や里親支援センター等の支援者と共有し、ともに振り返り考えていくことが求められる。

【ポイント4】自傷他害の可能性があり、警察対応が必要である際の対応を迅速に行い、その後の対応をチーム養育体制の中で検討していくか

2024 年度に行った質問紙調査においても養

育不調による委託解除の経験のある子どもの行動上の問題は非常に高いことが示唆されている。また、インタビュー調査においても、包丁の持ち出しや希死念慮、子どもの危険性のある家出が認められていた。それらに、FH 養育者だけでは対応が難しく、警察への対応が必要な事例も認められた。インタビュー調査においては、その後の子どもや養育者の支援や、子どもへの介入はほとんど行われておらず、負担の大きさから委託解除となっていた。

自傷他害の可能性のある行動上の問題について、また、ファミリーホームで暮らす子どもへの影響も含めて警察対応の後に、速やかにチーム養育体制において協議し、対応を行っていることが求められる。そのためには、行動上の問題が大きくなってからではなく、委託当初より、チーム養育体制を形成し、養育不調への対応を意識しておくことが委託解除の予防につながると思われる。

【ポイント5】他児との関係を調整するために何が必要かをチーム養育の中で共有し検討できるか

ファミリーホームには、日々の生活において特別な配慮を要する子どもが複数暮らしている場合が多く、より高い専門性が求められる。そのため、個々の子どもの特性や行動上の問題に対応するだけでなく、在籍している子ども同士の関係性を注意深く観察し、他児との関係を調整するために何が必要かを常に検討しながら関わっていく必要がある。

こうした子ども同士の関係調整や個別の課題解決にあたっては、ファミリーホーム内だけで抱え込まずに、チーム養育の中で対応を共有し協議することが重要である。具体的には、児童精神科による医学的な支援や、児童心理司によるカウンセリング、プレイセラピーといった

治療的な関わりが必要かどうかの見極めが求められる。その際、児童相談所や支援機関（里親支援センターやフォスタリング機関など）からの客観的な視点を交え、チーム体制の中で具体的な対応策を検討していくことが不可欠となる。

これらのポイントを踏まえ、関係機関と連携したチーム養育を実践していくことが、安定したファミリーホーム運営に必要であると考えられる。

【ポイント6】委託前に把握されていなかった愛着障害や発達障害など等の傾向、委託後の行動上の問題について、チーム養育体制の中で共有し対応を検討できるか

調査においては、委託前に FH 養育者に把握されていなかった愛着障害や発達障害と考えられる行動上の問題が認められ、実親との関係に関する対応が後手に回っていた。実親との分離による喪失や情緒の不安定が顕著となり、教師への暴言・暴力がひどくなり、委託解除に至る事例が認められていた。

子どもへのアセスメントが必要であり、その内容を FH 養育者に伝えることが必要である。また、把握されていなかった愛着障害や発達障害傾向への対応について、チームで共有し日々の対応を検討していくとともに、医療や療育、心理療法的なかわりが必要でないかをチームで検討していくことが必要である。

【ポイント7】子どもの心身の不調に対して、専門的な支援や日々のかかわりをどのようにしていくかチーム養育体制の中で検討しているか

これはファミリーホームだけに限定したことはないが、委託された子どもにおいては、委託後に様々な心身の不調を示すことがある。

本調査においては、食行動異常や不登校傾向があり、改善の兆し認められず、養育上の負担から委託を解除する事例が認められていた。

子どもの心身の不調への日々のかかわりや医療的な支援が必要であるのか、また、心理療法的な支援が必要であるのかについて児童相談所や支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関）、その他の必要とされる機関と構成されるチーム養育体制の中で対応を検討していくことが望まれる。

【ポイント8】里親支援センター他、子どもに必要な支援者を探すことができるか

本調査において、児童相談所によるファミリーホームへの訪問が行われている事例は確認されたものの、FH 養育者側がそれを実質的な「支援」として実感できていることはほとんど認められなかった。

養育不調の傾向が見られる状況においては、子どもの生活状況を少しでも改善させるため、児童相談所だけでなく、里親支援センターやフォスタリング機関といった支援機関、さらにはその他の関係機関に対し、子どもおよび養育者への積極的な支援を FH 養育者が求めていくことも重要である。

より専門的な支援が必要であるかどうかの見極めも含め、ファミリーホームが単独で抱え込むのではなく、子ども一人ひとりに適した支援者を探し出し、養育のための「チーム」を形成していくことが重要である。子どもの最善の利益を第一に考慮し、関係機関を適切に巻き込んだチームによるアプローチこそが、養育不調の予防への効果的な対応であると考えられる。

【ポイント9】子どもへの説明を行うための協議を児童相談所や支援機関とできるか。子どもへのショックを和らげられるためのケアをす

ることができるか

本調査では、FH 養育者と児童相談所や支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関等）との事前のやり取りが十分に図られていないケースにおいて、児童相談所が危機管理を重視した迅速な対応をとり、結果として「児童相談所による急な引き離しや事後報告への戸惑い」や「子どもへの事前説明を欠いた保護」に繋がっている事例が認められた。こうした事態は、日頃の連携不足にも要因があると考察される。養育不調が FH 養育者から共有された際、児童相談所はまず子ども本人と丁寧に対話し、その思いや意見を聴き取って決定プロセスに反映させられるかを含めて検討する必要がある。子どもの意向を正確に把握した上で、養育者の状況や支援機関の専門的見地を総合し、チーム全体で慎重に協議を重ねた上で委託解除を決定することが求められる。

また、委託解除に際しては、幼児であっても中高生であっても、子どもに対して現在の状況を丁寧にわかりやすく説明するとともに、FH 養育者にも十分な説明を行い、理解を求める姿勢が不可欠である。しかし、本調査では、委託解除の当日に突然子どもに告知し、その日のうちにファミリーホームから引き離す事例も見受けられた。自傷他害の恐れや逃亡による危険、あるいは FH 養育者による不適切な関わりがある等、直ちに保護すべき緊急事態においては、緊急保護（一時保護）もやむを得ない措置である。しかし、そうした切迫した危険性が認められない場合においては、子どもへの事前説明を行い、丁寧な対応が必要である。

子ども自身が事態を理解し、自分の気持ちを整理するプロセスを保障することは、その後の心の回復において極めて重要である。やむを得ず関係を絶つ場合であっても、大人が向き合い適切なプロセスを踏むことで、心理的影響を少

しでも減じ、記憶を繋げることができると考えられる。したがって、緊急時を除いては、必要に応じてお別れの時間等を過ごすための準備期間を設け、子どもへのケアをチーム全体で実践していくことが必要である。

3. 手引きについて

作成された手引きを示す（付録 1）。

D. 考察

まず、2024 年度に行った質問紙調査についての追加分析の考察を行う。昨年度と今年度行ったインタビュー調査を合わせた上で、考察を行う。その後プロセス図と手引きについての考察を行う。

1. 追加分析（「チーム養育」の現状と体制構築の課題）

質問紙調査の追加分析から、養育不調に至ったケースにおいて、児童相談所とフォスタリング機関の「双方から」支援を受けていた割合は 1 割程度にとどまり、いずれからも支援を受けていないケースが約 4 分の 1 に上ることが明らかになった。これは、理念としての「チーム養育」は浸透しつつあるものの、実態としては関係機関の役割分担や連携がまだ十分には機能しきれていない現状を示唆している。

インタビュー調査においても、里親やファミリーホームにおいて養育者が単独での対応を余儀なくされる状況や、里親やファミリーホーム養育者が子どもの行動上の問題に直面して疲弊していく過程で、適切なタイミングでのレスパイトケアや専門的介入が届かず、結果として養育者が孤立を深めてしまう状況が示唆されている。養育不調は、養育者を孤立させないためのチーム養育体制の構築が不十分であると考えられる。

そのため、チーム養育体制をいかに最初から作り上げ、養育不調時に児童相談所やフォスタリング機関がいかに機能していけるかを手引きの作成にあたり、重要な課題とする。

2. インタビュー調査

(1) 調査協力者と委託解除となった子どもの概要

① 調査協力者の年齢と性別

本調査におけるファミリーホームの調査協力者は計 10 世帯（11 名）であった。性別は男性 2 名、女性 9 名であった。年齢構成は、50 代が 5 名、60 代が 4 名、70 代が 2 名であり、50 代および 60 代が中心層を占めている。夫婦で運営し、養育補助者を雇用してチームで対応している形態が多く見られるものの、里親への調査と同様に養育者の年齢層は高いことがうかがえる。

② 子どもの委託された学年と委託解除となった学年・性別・行動上の問題

委託解除となった子どもの性別は、男児 4 名、女児 6 名であった。委託時の学年（年齢層）は、就学前が 4 名、小学校高学年が 3 名、中学生が 2 名、高校生が 1 名であった。一方、委託解除となった時期の学年は、就学前が 1 名、小学校低学年が 2 名、小学校高学年が 1 名、中学生が 2 名、高校生が 2 名、成人が 2 名であった。委託期間中に見られた主な行動上の問題として特筆すべきは、ファミリーホームという複数の子どもが共同生活を送る環境の特性上、「他の委託児童への加害やトラブル」、あるいは「他児との関係構築の困難さ」が多くのケース（FH 養育者 A、C、H、I）で挙げられている点である。これに加えて、「暴力や暴言、盗癖」（FH 養育者 A、B、E）といった外に現れる問題や、「希死念慮やうつ傾向、食事がとれない」（FH

養育者 D、F、J）といった精神症状とみられる問題が見られた。里親家庭で多く見られた養育者との関係構築の困難さ（FH 養育者 G 等）に加え、同居する他の子どもとの関係性が養育不調の大きな要因となっている実態が浮き彫りとなった。さらに、多くの子どもが注意欠陥多動性障害（ADHD）や自閉症スペクトラム障害、愛着障害などの医学的診断を受けており、より専門的な対応が求められる状況にあったことが示唆される。

③ 里親支援と里子への支援

委託期間中の支援状況について、養育者に対するフォスタリング機関からの継続的な支援が「有」であったのはわずか 2 世帯（FH 養育者 G、J）にとどまり、大半の 8 世帯で「無」であった。また、子どもに対する児童相談所やフォスタリング機関、その他の機関からの直接的な継続的支援についても、半数の 5 世帯（FH 養育者 B、C、F、H、I）で「無」であった。支援が入っているケースでは、精神科医療の受診（FH 養育者 D、E、J）や児童相談所の児童心理司による関わり（FH 養育者 A、J）等が見られた。ファミリーホームには複雑な課題を抱える子どもが多く委託されているにもかかわらず、養育不調による委託解除に至ったケースにおいては、養育者と子どもの双方に対する公的機関からの継続的な支援が不足している実態が明らかとなった。困難なケースを養育者のみで抱え込むことなく、児童相談所やフォスタリング機関、そして必要に応じて医療機関によるチームを形成し、子どもと養育者を支えるための包括的な支援体制の構築を制度としてさらに普及していくことが急務であると考えられる。

(2) 委託時点までのファミリーホームの状況

① FH 養育者の職業とファミリーホーム内の人員構成

ファミリーホームの運営形態については、夫婦で運営しているケースが大多数を占めた。職業（雇用形態）を見ると、妻がファミリーホーム専業となり、夫が自営業（FH 養育者 A、C、H）や正規雇用（FH 養育者 J）、あるいは夫婦ともにファミリーホーム専業（FH 養育者 E、G、I）という形態が多く見られた。また、大多数の家庭で養育補助者を複数名雇用しているか、親族（実子夫婦や実母など）が養育補助者として関わっており、チームでの養育体制が整備されている。家庭内の養育者登録状況において、夫が正規雇用等で養育者登録をしていない家庭が 1 世帯（FH 養育者 D）に認められた。基本的には夫婦・養育補助者での運営がなされているものの、里親と同様に、登録状況や就労状況によっては、夫婦であれば主に専業の妻に養育の負担や責任が偏りやすい構造となっていることがうかがえる。

② 実子の有無とこれまでの受託人数

実子がいる家庭は 10 世帯中 9 世帯と大半を占め、いない家庭は 1 世帯のみであった。これまでの子どもの受託経験については、全家庭が複数人の受託経験を有しており、3 人が 2 世帯、4 人が 3 世帯、5 人が 3 世帯、6 人が 2 世帯であった。里親の調査結果において未経験の養育者に不調リスクの高さが示唆されたのとは対照的に、本調査のファミリーホームにおいては全員が 3 人以上の受託経験を持っていた。それにもかかわらず養育不調による委託解除に至っている事実からは、ファミリーホームに委託される子どもの抱える課題がいかに複雑であり、経験のある養育者であっても、単独のホームの力だけでは対応が困難になり得るケースが少なくないことが示唆される。

(3) 委託時点まででの A さんの状況

① 保護となった理由

子どもが保護されるに至った理由としては、実親による虐待（身体的・心理的・酷使など）が半数（FH 養育者 C、D、G、H、I）を占め、次いで養育拒否（FH 養育者 E、F、I）、父母の不和・離婚・未婚といった家庭環境の問題が目立った。さらに、保護者の精神疾患や、別の里親家庭での養育不調（委託解除からの再委託）を理由とするケースも見られた。実親側の深刻な養育不全や、すでに複数回の措置変更を経験しているなど、背景に複雑な事情を抱えるケースが顕著であった。このような状況で保護された子どもの養育は極めて難易度が高く、経験豊富なファミリーホームであっても、専門機関の支援や地域の理解に基づいたチーム養育体制の構築が不可欠であると考えられる。

② 医学的診断の把握について

委託時点における子どもの医学的診断について、注意欠陥多動性障害（ADHD）や自閉症スペクトラム障害（ASD）、限局性学習症などの発達障害、あるいは愛着障害、知的障害、うつ傾向などの何らかの診断（傾向を含む）が「有」とされていたケースは、10 名中 7 名と大多数を占めた。明確な診断が「無」とされたのは 2 名、不明が 1 名であった。ファミリーホームには、里親家庭以上に専門的な治療やケアを要する、重複した課題や医学的診断を抱えた子どもが多く委託されている実態が示された。

③ 知的状況の把握

知能検査等の実施状況については、WISC などの検査結果（IQ 等）が FH 養育者に明確に共有されていたのはわずか 3 名（全員が全検査 IQ81～100 の範囲）にとどまった。「検査は受

けたが結果は知らされていない」「不明」といった情報が不透明なケースが半数の 5 名に上り、「受けていない」は 2 名であった。大多数の子どもが発達面や行動面に課題を抱え、さらに医学的診断も受けているにもかかわらず、子どもの認知特性に関する客観的なアセスメントの実施や、児童相談所から FH 養育者への詳細な情報共有が不足している実態が反映されている可能性がある。また情報共有されていない現状が、養育不調の背景の 1 つになっている可能性も考えられた。

④ 委託時の年齢

委託時の年齢（学年）は、就学前が 4 名であったのに対し、小学校高学年が 3 名、中学生が 2 名、高校生が 1 名と、学童期以降（10 歳前後～思春期）での委託事例が過半数（6 名）を占めた。ある程度年齢が上がり、これまでの虐待経験や不適切な養育環境によって生じたアタッチメントの課題、行動上の問題がより複雑化・深刻化した段階でファミリーホームに委託されていることが、既存の同居児童や養育者との関係構築の困難さを助長し、養育不調の要因の一つとなっている可能性が示唆される。

（4）委託時点の子どもの実親の状況

保護の理由からも明らかなように、委託時点における子どもの実親の状況は、実親による虐待や酷使（5 名）、養育拒否（3 名）、保護者の精神疾患（1 名）など、実親による安定した養育の再開（家族関係再構築や家族再統合）が困難な状況にあるケースが大部分を占めた。また、別の里親家庭での養育不調による委託解除を経て措置されたケース（1 名）も見られた。

家族機能が脆弱な環境で育ったことや、大人から不適切な扱いを受けたという逆境的経験そのものが、委託後の FH 養育者との関係構築

の困難さに関連していることが推測される。

（5）子どもの委託・措置先の選定に関する FH 養育者の認識

里親への調査の結果と同様に、ファミリーホームにおいても児童相談所による「委託の目的や目標」に関する事前の説明や、養育に必要な情報共有が不足している実態が示唆されている。FH 養育者の語りの中には、子どもの支援に直結する必要な情報が共有されないことへの不満が認められた。

また、半数の子ども（5 名）において知能検査の結果が FH 養育者に共有されていない（あるいは不明である）ことから、なぜその子どもが複数の子どもが暮らすファミリーホームという環境に委託されたのか、どのような養育課題に対する支援が期待されているのかという、チーム養育の根幹となるべき「見立て」の共有がなされないまま委託が開始されているケースが散見された。このような初期段階での情報と目標の共有不足が、その後の養育不調における支援機関との連携の難しさに繋がっていると考えられる。

（6）マッチング・交流

① 交流期間のばらつきと緊急的な委託の実態

マッチングや事前の交流については、一時保護中の数回の顔合わせや短期の宿泊を経て委託されたケースや、見学後に体験宿泊を予定していたが直前のアクシデント（体調不良）で実施できずそのまま委託されたケースが認められた。一方で、「交流ないっていうのは、何かお泊りとかそういう期間のことを言うかなと思うんですけども、そういうのはなくっていきなりこちらに来て」、「いきなり委託だったんですよ。当日の朝電話があって夕方来るとか」

というように、事前の交流や準備期間をほとんど持たないまま緊急的に委託されるケースも複数散見された。これは、ファミリーホームが児童相談所における緊急保護の受け皿として機能している実態を示すと同時に、「どのみちここに来るんだから」「成り行き」といった養育者の語りからも窺えるように、マッチングプロセスにおいて養育者側の意思決定や事前の入念な調整が介入しにくい状況にあることが推察される。

② 子どもの「過剰適応」行動とアセスメントの限界

事前の交流段階における子どもの様子について、FH 養育者は特有の振る舞いを観察している。「ペタってするのが上手」「すぐ信頼しちゃうというか」や、「人懐っこく礼儀正しく」「いい格好しいみたいな。いい子でいなくちゃいけないって」といった語りからは、子どもが過去の被虐待経験や措置変更による不安から、新しい環境に適応しようと過剰に努めている様子が窺える。さらに、「(実母のことを) ここのお母さんの前ではママとは言わないんですよ。小さい頃からそういうのがすごく得意な子で」という語りにあるように、目の前の養育者の感情を敏感に察知し、自分の本当の気持ちを抑圧してまでその場に合わせた振る舞いも認められた。このような過剰適応の状態にある子どもに対して、短期間の交流のみで本質的な課題や関係構築の難しさをアセスメントすることは困難であるが、そのように「過剰適応」せざるを得ない子どもの心的状況について児童相談所やフォスティング機関とも共有し客観的な視点を含めて検討を行い、日々のかかわりを検討していくことが望まれると考えられる。

③ 情報不足の中でのファミリーホームの受

け入れ姿勢

事前の情報提供に関して、「普通に生活しないとわからないし、よく話をしてよく見てないと人間ってわからないので、「ごく一般の普通にいい子ですよ、勉強しますよ」とか（一般的な説明しかなかった）」という語りに示されるように、子どもがどのような課題を抱えているかについての具体的な説明が不足し、一般的な情報のみで委託が進められている実態が窺われた。

しかし、そのように限られた交流期間や情報不足の中であっても、「ハキハキ答えるし、普通の子どもの感じ」や、「言葉自体がそんなに出不あいだったんですけど…意思の疎通はできる」など、養育者は子どものポジティブな側面に目を向けようとしていた。また、「実際に生活してみないとね、体験とかそういうのではなかなかわからない」「受け入れる状態であれば断ることはないですね」という語りに象徴されるように、情報が不十分であっても、支援を必要とする子どもを専門的な養育の場として包括的に受け入れようとするファミリーホームの姿勢が確認された。しかし、こうしたファミリーホームの柔軟な「受け入れる力」に依存した見切り発車的な委託が、委託後の深刻な養育不調と委託解除に繋がるリスクと関連しているように思われる。

(8) 委託当初

① 養育者への過度な密着もしくは距離のある関わり方

委託当初、子どもが特定の養育者（主に母親役割）に対して「お母さん、お母さんでべったり」、「私の方にべたっている感じ」と過度に密着する様子が複数のケースで認められた。一方で、その裏返しとして他の同居児童に対して「目つきが攻撃的」（FH 養育者 E）になった

り、他の子どもが「お母さんを取られた」と嫉妬して関係が悪化したりするなど、複数の子どもが生活する集団養育ならではの困難さが示唆された。また、「愛着にちょっと何か難があるのかな。…遠足なんかでもよそのお母さんと手繋いで。すごい寂しい思いしました」というように、養育者と距離のあるかかわり方を示す子も認められた。

こうした関わり方は、養育者にとって子どもと関わり安心や安全と関わる関係を築くことを難しくする背景となっていると考えられる。特定の養育者への過度な依存を受け止めつつも他の同居児童への配慮を両立しなければならない負担や、愛情を注いでも手応えが得られず他者へ容易に接近してしまうことによる心理的徒労感をもたらし、養育関係を困難にしていると考えられる。

そのため、これらのことを児童相談所やフォスタリング機関等の支援機関をふまえ、委託当初の子どもの心身の状況について検討し、かかわり方を検討していくことが望まれる。

② コミュニケーションの困難さと不利な状況での沈黙

幼児期の委託では、「簡単な言葉は話せるけど文にならない」といった言語発達の遅れが指摘された。また、学童期以降のケースでは、自分に非があったり不利な状況に陥ったりすると「無口というか、本当黙って貝みたいに閉じてしまう」という語りが認められ、言葉による適切な感情表出や他者とのコミュニケーションの難しさが確認された。こうした沈黙や対話の拒絶は、子どもが何を考え、何に困っているのかを FH 養育者が把握することを困難にする。その結果、適切な支援や声かけのタイミングを失わせるだけでなく、トラブル発生時に対話を通じた関係修復の機会を奪うことになり、

養育者に無力感を感じさせることがあり、その場合、相互の信頼関係構築を阻害する重大な要因となる。

③ 子どもから発せられる攻撃性の扱いにくさについて

委託当初から激しい行動上の問題が顕在化している。特に、「私達がわからないところですごい殴る蹴るとか、すごいいろいろ意地悪をして」といった、大人の目につかないところでの他児への攻撃性が認められた。また、謝罪の場面において「正座して『土下座しろ』って言った。頭を地べたにすりつけて謝らないと謝ったことにならないと言って、そういうふうにも暮らしてきたんだなと思って」という語りからは、過去の被虐待経験や不適切な生育環境での体験が、そのまま他者への関わり方として再現されている可能性も示唆する。加えて、「(友達のを) 投げて壊したりとか、パツとかつとなる」、「バスに石を投げたり」といった衝動的で他害的な行動問題も確認された。これらのことを養育者が適切に扱えない場合は、ファミリーホームという集団生活において、他の同居児童の安全に影響を与える問題でとってくる。養育者は常に子ども同士の動向に目を光らせ、加害・被害双方の対応に追われることで極度の緊張と疲弊を強いられる。さらに、他の子どもからの拒絶(「出て行ってほしい」など)を招き、ホーム全体の生活環境の維持そのものを崩壊させる強力な養育不調の要因となる。

委託当初へのそのような攻撃性の扱いは非常に難しく専門性が求められ、児童相談所やフォスタリング機関へも共有し、客観的な視点も含め、対応していくことが求められる。

④ 引きこもりと深刻な精神的不調

「布団に潜り込んだっきり出てこない日が

続くだろうなと予想を立てたら、まさにその通りでした」というように、委託初期から不登校や引きこもりの状態となるケースが認められた。さらに、「何も喋らなくなって食事もとらず部屋に閉じこもり、…頭痛いってずっと言っていて。それが2日ぐらい続くと今度は死にたい死にたいって」や、「すぐ自殺するみたいなことは小学校時代からもうずっと言っていて」という語りからは、委託という環境変化のストレスも相まって、希死念慮や心身の不調といった深刻な精神的危機に直面している実態が明らかとなった。こうした生命に関わるリスクを伴う不調は、FH 養育者に24時間体制での見守りや極度の精神的プレッシャーを強いる。これは医療的・専門的な対応を要する事態であり、FH 養育者単独で抱え込めばFH 養育者が限界を迎え、養育継続が物理的にも精神的にも難しくなると考えられる。

どのような心身の状況であるのかを検討することも含め、対応について児童相談所やフォスタリング機関とのチーム養育体制の中で検討していく必要があると考えられる。

⑤ 生活面の課題と感情統制の困難さ

基本的な生活スキルの面でも、「(食パンなどを)黙ってたら全部食べる」といった過食の傾向や食事量のコントロールの難しさが語られた。また、「夜尿があったり、お風呂でお漏らししたり」といった排泄面での課題も見られ、これまでの不適切な生活環境の影響が委託当初の生活場面に色濃く表れていることが確認された。食事や排泄といった毎日の生活基盤におけるトラブルは、FH 養育者の日常的な身体的・心理的負担を蓄積させると考えられる。その扱い方については、専門性が求められることであり、チーム養育体制の中で検討し対応することが望まれる。

(9) 委託経過中

① 継続・深刻化する家庭内での行動問題と他児への多大な影響

委託当初に見られた行動上の問題が時間経過とともに収束せず、思春期等を迎えてより深刻化し継続するケースが見受けられた。特にファミリーホーム特有の課題として、無断課金や夜中までのゲームによる生活リズムの乱れといった家庭内のルールの逸脱が、同居する他児の睡眠や生活環境を直接的に脅かしている実態が確認された。さらに、「FH 養育者を困らせてやろうぜって、今から外に出ちゃおうぜ」と他の子どもを巻き込んで問題行動を扇動しようとするなど、ホーム全体の秩序や子ども同士の安定した関係性を壊しかねない事態も生じていた。こうした継続する行動問題は、複数の子どもを養育するファミリーホームにおいて多大な困難をもたらしており、支援機関が介入して早期にチーム養育体制を機能させることの必要性が浮き彫りとなっていると考えられる。

② 学校等における他害と態度の使い分け

学校や保育園といった家庭外の場合においても、他児への嫌がらせや教員への暴力(髪を引っ張る、蹴る等)といった深刻な問題行動が日常的に発生していることが語られた。FH 養育者の目の前では「ちゃんとした態度」をとり、見ていないところで加害しているという態度の使い分けである。また、自身がいじめの加害者と周囲から思われているが、「いじめられている」と被害を訴えることも認められた。これにより、FH 養育者は学校との対応に追われるだけでなく、本人の訴えの真偽を見極めることに困難を抱えていた。学校やフォスタリング機関を含めた地域の関係機関と正確な事実確認

と見立てを共有し、FH 養育者一人に責任と負担を負わせないチームでの対応が不可欠であると考えられる。

③ 実親からの心理的影響と価値観の持ち込み

委託後も、実親による過去の虐待体験や不適切な養育環境が子どもに影響を与え生活の中でトラブルが生じさせていることを示唆する事例が認められた。「年上が一番偉い」といった実家族で共有されていた価値観を持ち込み、他の委託児童に強要しようとする傾向が見られた。また、自身と一緒に暮らせない状況にありながら、実親が恋人と一緒にいることの言動や、実兄の家庭復帰し、自分は実親や実兄と暮らせない直面し、子どもが情緒的に不安定になる様子も語られた。「私だってママにいっぱい叩かれたのをずっと我慢してた」という訴えや、薬物療法でも改善しない情緒不安定さ、希死念慮について語られる事例が認められた。これらはより専門的なかわりが必要であり、チーム養育体制の中で検討していくことが望まれると考えられる。

④ 児童相談所との連携のすれ違いと欠如

FH 養育者の切実な SOS が正確に伝わらないコミュニケーションの齟齬をうかがわせる事例が認められた。また、「落ち着いてくると何かあるときじゃないと来ない」という語りからは、日常的な関係機関からの定期的なモニタリングや予防的な支援体制が欠如していることが窺える。委託経過中に生じる様々な困難を FH 養育者が単独で抱え込むことがないよう、委託前から支援機関との繋がりやチーム養育の重要性について認識を合わせ、風通しの良い連携体制を維持し続けることの難しさと維持していくことのお互いの意識が求められる。

(10) 養育不調に気付いたとき

① 同居する他児への深刻な加害や支配

ファミリーホーム特有の環境において、他の委託児童に対する攻撃的な行動(階段から突き落とす、刃物を持ち出して警察沙汰になる等)や、大人の目が届かないところでのいじめや支配が認められていた。これにより、被害を受けた子どもの表情が暗くなるなど、ホーム全体の子どもたちの安心や安全な生活環境を維持することが難しくなっていたことが推察される。大人の前では態度を取り繕う等がある事例もあり、FH 養育者がいくら注意を払っても防ぎきれない他害行為は、他の子どもたちの安全や安全感に影響するため、養育継続が難しくなっていた。

複数の子どもが生活するファミリーホームにおいては、特定の子どもの問題行動が他の同居児童に与える連鎖的な影響が大きいと考えられる。委託前から子ども同士の相性や影響を予測し、他児への加害が発生した際の緊急的な対応や保護の手段について、児童相談所等の関係機関を含めたチーム養育体制の中で具体的にシミュレーションしておく必要がある。

② 学校・地域社会での重大な問題行動と関係機関の連携不全による孤立

学校で暴力を振るう、あるいは地域社会で警察が介入するような事故を起こすといった、家庭外での問題が頻発している。これらに対し、学校側から「手におえない」と対応を丸投げされたり、児童相談所に緊急の相談を行っても「ホーム内で説諭してほしい」と具体的な介入を避けられたりするなど、関係機関からの実質的なサポートが得られない事態が生じている。また、児童相談所の多忙さを気遣い、FH 養育者側から夜間等の SOS を出しづらい状況も確

認された。

社会的責任の重い事案に対して、ファミリーホーム単独で対応と責任を負わされることは養育者を急速に疲弊させ、孤立を深める。問題発生時に、学校や児童相談所、警察等の関係機関とあらかじめ明確な役割分担を協議し、有事の際に養育者が孤立せずに即座に動ける連携体制の構築が望まれる。

③ 精神的不調と対話の難しさ

極端な気分の波、長期間の引きこもり、食事の拒否といった心身の衰弱に加え、頻発する希死念慮や学校での飛び降り未遂など、命に関わる深刻な精神的不調が認められている。FH 養育者が注意や対話を試みても、拒絶され、話し合いが難しいまま、家出や実親の元への無断帰宅を行う等、養育者としてのコントロールが及ばない状態に陥っている事例が認められた。一時保護を経ても根本的な不調が継続しているケースも散見される。

これらの事例の中には、医療的なアプローチや専門的な心理的介入が不可欠な状態と考えられる事例も認められていた。FH 養育者の努力のみで改善を図ることには限界があり、早期の段階から児童精神科医や児童心理司などの専門職をチーム養育体制に組み込み、子どもへの直接的な治療的ケアを行うことが必要である。

④ 養育補助者とのトラブルによるファミリーホーム運営体制の崩壊危機

ファミリーホームを支えるはずの養育補助者（パート等）が、子どもを不適切な活動（新興宗教など）に連れ出したり、主たる養育者を敵対視するなど、ファミリーホーム内に分断をもたらす事例も認められた。

ファミリーホームは複数のスタッフを雇用

して運営する「事業所」としての側面を持つため、外部の人間を養育の場に巻き込む際のリスク管理が独自の課題となる。養育補助者の採用や方針の共有に関するガイドラインの整備が必要であるとともに、ファミリーホーム内でのトラブル発生時に、児童相談所やフォスタリング機関が客観的な立場で介入し、組織運営の調整を支援する仕組みが求められる。

(11) 養育不調が児童相談所に共有されたとき

① 行動上の問題の深刻化と関係機関との連携・介入の限界

学校での暴行や家庭内での器物損壊やルール守れないといった行動上の問題に対し、児童相談所のケースワーカーや心理士を交えて話し合いを持ったとしても、改善に至らない事例が認められた。また、学校側が深刻な危機感を抱いているが、児童相談所との関係機関間の「温度差」が生じ、学校から児童相談所への不信感に繋がるなど、地域における連携の困難さが示されていた。

これらは、行動の背景にある複雑な課題に対する深い理解と専門的な治療的介入が不足していることに起因すると考えられる。問題が深刻化する前に、医療機関等のより高度な専門機関を含めたチーム養育体制を構築し、児童相談所・学校・ファミリーホームが危機感を正確に共有し合える緊密な連絡調整機能を持つことが不可欠であると考えられる。

② 養育者の心身の不調と養育維持の困難

子どもからの日常的な行動上の問題や不調に加え、食事など生活面での配慮の必要性が重なり、FH 養育者自身が心身の不調に陥り、委託解除を申し出る事例が認められた。

チーム養育体制においては、養育者の心身の

疲労度やホーム全体の状況を定期的にアセスメントし、限界に達する前にレスパイトケアを導入したり、養育補助者を増員したりするなど、ホームを守るための組織的かつ具体的な危機介入の仕組みを日頃から準備しておく必要がある。

③ 当初の委託の見通しと現実が異なるが説明がないこと

当初は「1～2 ヶ月程度」という短期の約束で委託を受け入れたにもかかわらず、その期間を超過しても措置が継続され、結果として FH 養育者が疲弊し委託解除の要請に至っている事例が確認された。これは、委託開始時のアセスメントや計画（見立て）と実際の状況にズレが生じた際に、児童相談所とファミリーホームとの間で速やかな計画の見直しや等の再調整がなされていないことを示している。

特に委託の目的や期間について事前の明確な合意形成が必要である。また、予定期間の延長が必要となった際や状況に変化が生じた際には、子どもの状態や FH 養育者の負担状況を再評価し、そのまま委託を継続することが適切であるかを含め、チーム全体で計画を再協議するプロセスが制度として担保されることが強く望まれる。

（12）委託解除までの期間

ファミリーホームにおいては、養育不調について気づき、児童相談所に共有されてから委託解除までの期間が少なく、それまでの語りもあまり認められないということが特徴的であった。

委託解除の要請という事例が認められ、養育不調に対して支援して改善していくということに困難があり、改善していくための支援体制が築けていないことも示唆されていた。

（13）委託解除時

① 支援の欠如と事前の協議を欠いた「唐突な引き離し」の実態

委託解除に至るまでの経過において、児童相談所やフォスタリング機関等の支援機関からの実質的、専門的な介入（具体的な対応策の提示）が乏しく、FH 養育者が限界に達してから緊急保護となる事例が認められた。その結果、学校からの直接保護や、事前の協議があまりなく委託解除に至っている事例が認められた。

「児童相談所で話を聞きたい」といった理由を告げて、児童相談所に子どもを移動させ、そのまま保護に至る事例も認められた。事前の見通しや十分な準備期間が確保されないままの児童相談所の主導による措置解除や、事前の丁寧な説明を欠いた引き離しは、子どもにトラウマや見捨てられ体験、大人への不信感を増幅等のリスクがあり、子どもへの負担が大きく、これまで日常を共にしてきた FH 養育者にも戸惑いをもたらしていた。

限界状況に陥る前に、実効性のある支援が提供される体制が必要である。また、自傷他害や子どもが傷つくことが心配されることや、FH 養育者からの暴力等、緊急時を除き、委託解除のプロセスについてはチーム養育の中で事前に協議し、計画的に移行を進める手順を確立することが望まれる。その際、子ども自身から丁寧に話を聴き、その意見や思いをすくい上げた上で、措置解除でよいのか、また、措置解除を決定するのであればその後の移行方針やケアの計画に踏まえていくプロセスが不可欠である。さらに、やむを得ず委託解除となる場合であっても、どのように子どもに見通しや委託解除が子どものためになるかを丁寧に説明し、別のためのセレモニー的な機会を設け、その後のケアを行う必要がある。

② 委託解除時の養育者の関与の難しさ

他児（赤ちゃん等）への危害など、希死念慮や包丁を持ち出すなどの危険のある状況においては、児童相談所による迅速な保護が行われている。こうした最終的な段取りにおいて、本来チームの一員であるはずの FH 養育者が意思決定や子どもへの告知プロセスに十分に参与できておらず、児童相談所側のアセスメントに基づく「迅速な安全確保」の手続きが優先される事例が認められていた。このような児童相談所主導の緊急対応は、必要な時もあるが、緊急事態について話し合える関係性を委託当初より作っていけるかが課題である。それには、児童相談所、フォスタリング機関の意識や実効性を伴う努力とともに、FH 養育者においてもその意識や努力をしていくことが望まれる。

③ 同居する他児への影響と関係の悪化

ファミリーホームでは複数の子どもが生活しているため、特定の子どもの行動上の問題（他児への物の投げつけ、立てこもり等）が、他の子どもたちの安全感や生活環境に影響を与えていた事例が認められていた。他の委託児童から「出て行ってくれ」と明確な意思が示されるなど、子ども同士の関係の維持が難しく、ファミリーホーム全体の養育に困難を抱え、委託解除に至っている事例が認められた。このような状態では、FH 養育者は別れの際にポジティブな言葉をかけることが困難となり、複雑で未消化な感情を抱えたまま子どもを見送らざるを得なくなっていると考えられる。

影響を受けた同居児童へのフォローを含め、FH 養育者に関してもチーム養育体制の中で検討され行われることが望まれる。

（14）委託解除後

① 共有されない情報と子どもとの関係の遮断に関する戸惑い

委託解除後、かつて生活を共にした子どもの現状について、児童相談所から「事情は言えない」と情報を完全に遮断されたり、約束されていた面会が不可解な理由で直前にキャンセルされたりする事例が認められた。委託が解除されたことによる制度上の理由があり、元養育者として子どものその後はどう関わってよいのか、あるいは見守ることすら許されない状況が、FH 養育者に戸惑いをもたらししていた。

委託解除に至ったとはいえ、子どもとの間には共に過ごした時間がある。今後、解除後の情報の取り扱いや、子どもや FH 養育者が望んだ場合の継続的な関係性の維持（面会や近況報告など）の仕組み作りについて議論されることが望まれる。

② 残された同居児童への影響発覚と事後対応の負担

ファミリーホーム特有の課題として、行動上の問題のある子どもがホームを去った後、残された他の委託児童たちが「ほっとしていた」と安堵する一方で、これまで大人の目を盗んで行われていた暴力やいじめなどの被害が事後的に発覚する事例が認められた。また、それらの事実確認のために行われる児童相談所の聞き取り調査が、残された子どもたちに「自分たちもファミリーホームにいらなくなるのではないか」という不安や恐怖、心理的負担を与えている状況も報告された。

委託解除は当該児童が去って終わりではなく、ホーム全体の安全と安心を再構築するプロセスの始まりでもある。児童相談所や支援機関は、残された子どもたちの心理的ケアを最優先し、調査の手法やホームへの介入のあり方について、FH 養育者と綿密に連携しながら慎重に

配慮していく必要がある。

③ 限界を超えた養育経験による自信喪失

極限状態での養育とそれに伴う委託解除という過酷な経験が、FH 養育者自身の自己評価を著しく低下させ、「自分の力量ではとても対応できない」と深い自信喪失に陥らせている事例が認められた。その結果、今後の連絡や関わりを完全に断絶したり、専門里親の資格そのものを自ら辞退してしまったりするなど、自信喪失やモチベーション低下に至っている養育者も認められた。養育不調を FH 養育者個人の責任や力量不足のみに帰結させてしまうことは、貴重な社会的養護の担い手を失うことにも直結すると考えられる。こうした事態を防ぐためには、委託解除を個人の「失敗」として終わらせるのではなく、チーム養育全体のプロセスとしての振り返りを行うことが必要であると考えられる。FH 養育者の努力を労い、心理的な傷つきをケアするとともに、その経験を今後の養育や支援体制の改善に意味づけしていくための、丁寧な事後サポート体制の構築が求められる。

(15) 養育不調予防のために望むこと

① 委託前の精緻なアセスメントと同居児童（他児）への影響を考慮したマッチング

児童相談所が子どもの特性（発達障害の程度や愛着課題など）を十分にアセスメントせず、単に「空き枠があるから」「距離的に都合が良いから」といった理由で安易に委託を決定している実態が FH 養育者より語られていた。ファミリーホームには既に複数の子どもが生活しているため、新たに来る子どもが及ぼす影響や他児との相性を含めた、ファミリーホーム全体の環境とバランスを考慮した包括的な事前アセスメントと慎重なマッチングが極めて重要である。

② ワンオペレーションの打破と実効性のあるレスパイト・互助システムの構築

複数の子どもを養育するファミリーホームでありながら、実質的に「ワンオペ」状態となっていることが養育不調の引き金になっていることが示唆された。また、事前の予約が必要で「今困っている緊急時」に利用できない現在のレスパイト制度の抜本的な改善が求められている。その解決策として、1 人の子どもを複数の里親・ファミリーホーム（2 世帯など）で重層的に支える「親戚のおじさん・おばさん」のような互助関係（ペアリング）の構築が提案されており、養育の孤立を防ぎ、子どもに「ファミリーホーム以外の養育者」を提供する有効な手段として今後議論されてもよいと考えられる。

また、ファミリーホームにおいても、「ワンオペ状態」になるということも踏まえ、改めてチーム養育体制の形成の重要であると考えられる。

③ 18 歳以降の自立に向けた「中間的な支援」の創設と継続的な関わり

社会的養護の下で育った子どもに対し、18 歳で急激な自立を強いるのではなく、学校と職業訓練を兼ね備えたような「半職業訓練校（ワークッション）」といった、中間的な移行支援の場が必要とされている。社会へソフトランディングできるよう、制度の切れ目をなくす継続的・段階的な支援体制（トランジション支援）の構築の提案があり、今後議論が望まれる。

(16) 本調査の限界

本調査の考察は、限られたデータに基づいて行われたものである。実際のファミリーホームにおいては、これら以外にも多様な背景や要因

による養育不調および委託解除の事例が存在すると考えられる。したがって、本調査から得られた知見をすべてのケースに直ちに一般化することには限界がある点に留意が必要である。

3. プロセス図と手引きについて

本研究では、インタビュー調査の統合的分析に基づき、養育不調による委託解除に至る過程を時系列でモデル化した「プロセス図」と、そこから導き出された予防とケアのポイントを実践に落とし込んだ「手引き」を作成した。以下に、これらの意義と活用に向けた考察を述べる。

(1) 養育不調プロセスにおける「行動上の問題に伴う負の連鎖」と「子ども自身の不調」の可視化

作成したプロセス図は、ファミリーホームにおける養育不調が「行動上の問題に伴う養育上の困難」と「子ども自身の不調」の主に2つのプロセスをたどることを明らかにした。前者のプロセスでは、「打診にあたり情報の不足」や「交流のほとんどない急な委託」があり、委託当初には「養育者にべったりする」、「行動上の問題」、「過剰適応的な振る舞い」から、「養育者への独占傾向」が「他児との関係不調」や「支配的な態度」へ発展し、やがて他児への危険を伴う威嚇行為や反抗へと連鎖していた。ファミリーホームでは複数の子どもを養育する環境であることの特徴が示された。一方、後者のプロセスでは、委託当初の「過剰適応的な振る舞い」から「食行動異常や不登校傾向など子ども自身の不調の顕在化」へと変化し、それが改善しないことで FH 養育者自身の体調悪化や養育困難へと繋がっていくプロセスが可視化された。

これにより、行動上の問題が同居児との関係悪化を招く連鎖と、子ども自身の心身の不調が養育の限界をもたらすという、異なる2つの養育不調による委託解除のプロセスが示された。

養育不調という困窮した状況にいたながらも、児童相談所の訪問が「支援と感じられない」状態に陥っていることについて可視化した。これにより、養育不調を FH 養育者個人の養育スキルの問題として捉えるのではなく、チーム養育というシステム全体の機能不全として捉え直すことが可能となった。

(2) 介入のタイミングと「養育不調予防とケアのポイント」について

プロセス図から導き出された9つの「予防とケアのポイント」は、上述した養育不調の連鎖に対し、どの段階でどのように準備し対応していくべきかを確認するための具体的な指標を示したものである。本調査では、ファミリーホームへの委託において情報の不足や交流期間が不十分であることが、準備不足の背景的要因となっていることが示唆された。そのため、すでにファミリーホームで暮らしている子どもたちとの相性や予測される課題を考慮し、事前に FH 養育者の役割を検討しておくことの重要性を挙げた。

危機的状況に陥ってからの介入では手遅れになるケースが多く、委託前においては児童相談所からの情報収集、ホーム内での役割のシミュレーション（ポイント1）、そして同居児童を含めた事前交流（ポイント2）といった準備が極めて重要である。また委託当初においては、アタッチメントの課題に起因すると推測される行動上の問題や、過剰適応的な振る舞いが見られることがあるが、この時期から速やかにチーム養育体制を構築し、関わり方を検討すること（ポイント3）をポイントとして挙げた。さ

らに、他児への影響や警察対応が必要な危機的状況におけるチームでの迅速な対応(ポイント4、5)など、ファミリーホーム特有の力動に応じた介入の重要性を示した。そして、やむを得ず委託解除に至る際の子どもへの丁寧な説明とショックを和らげるケア(ポイント9)についても、次への移行プロセスとして手引きに反映させた。

(3) 複雑な課題に対応する「チーム養育」の共通言語としての手引き

ファミリーホームでは、愛着障害や発達障害の傾向(ポイント6)、心身の不調(ポイント7)など、専門的支援を要する子どもを複数受け入れることが多い。手引きは、養育者が単独で抱え込むのではなく、児童相談所や里親支援センター等の支援機関と連携し、「子ども一人ひとりに適した支援者を探し出す(ポイント8)」ための共通言語として機能することを意図している。「支援と感じられない」というFH養育者の孤立を防ぎ、危機時に確実に機能するチーム養育体制(ポイント3)を築くための実践的ツールとなるよう構成した。

(4) 手引きの社会実装に向けた今後の課題

本手引きは、関係機関やFH養育者の実態を反映した実践的なツールである。今後は、児童相談所等の関係機関がファミリーホーム特有の養育の難しさ(同居している子どもとのトラブル、専門的ケアの必要性)を理解し、手引きをケース会議等で効果的に活用するための研修や周知が必要であろう。さらに、実効性のあるレスパイトケアの拡充や、危機的状況における関係機関の積極的な介入体制といった制度的課題についても継続的な議論が必要である。本研究で提示したプロセス図と手引きが、子どもの最善の利益を守り、ファミリーホームの孤

立を回避し、機能的なチーム養育体制を形成するための指針となることが期待される。

E. 結論

本研究を通し、養育不調の未然防止および適切なケアに向けて検討を行った。

1. 養育不調による委託解除は、複数の配慮の必要な子どもを養育する環境におけるチーム養育体制不全により起きやすくなる

質問紙調査の追加分析において、チーム養育体制が十分に構築されていない現状が示唆された。

ファミリーホームにおける養育不調による委託解除は、事前の情報不足や交流の欠如から始まり、一人の子どもの行動上の問題が同居する他の子どもたちとの関係悪化を招きやすいことに対し、支援機関との連携が機能しない「チーム養育の機能不全」によって起きやすくなると考えられる。

2. 委託前の精緻なアセスメントと同居する予定の子ども達を含めた準備の必要性

養育不調を予防するためには、子どもの特性や医学的情報の透明性のある共有が不可欠である。また、単なる空き枠の補充ではなく、既にホームで暮らす子どもたちへの影響を考慮した慎重なマッチングと、養育者間の養育の役割やトラブル対応へのシミュレーション、同居児童を含めた事前交流等によるファミリーホーム全体の準備体制が求められる。

3. 危機時に機能するチーム養育体制の構築

養育上の配慮を要する子どもが複数暮らす環境において、FH養育者の孤立や「ワンオペ」状態を防ぐため、実効性のあるレスパイトやチーム養育体制の構築が必要である。また、他児への影響や自傷他害などの危機的状況におい

て、児童相談所や支援機関が迅速に介入し、医療・心理的支援の導入や、必要に応じた措置変更の決断を共に担う実質的な支援となる関係性の構築が不可欠である。

4 唐突な委託解除による保護の回避と移行ケア（別れのプロセス）の保障

委託解除時は、緊急避難的な事態を除き、子どもの想いを聞き取り、その後の方針をチーム養育体制の中で検討する必要がある。また、やむを得ず委託解除する際には、子ども自身に丁寧に状況を説明して、子どもの思いを聴き取るプロセスを保障し、ショックを和らげる「別れのプロセス（移行ケア）」をチーム全体で協議し、実行しなければならない。

5. 「手引き」の社会実装による共通言語化

本研究で作成した「プロセス図」と「手引き」は、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の全関係者が、各々の役割と介入のタイミングを相互理解するための「共通言語」である。これを現場のケース会議や研修等で広く活用し、社会実装を進めることが、「子ども一人ひとりのチームを作ること」につながると考えられる。

引用文献

1こども家庭庁：社会的養育の推進に向けて. https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/69eff642/20250414_policies_shakaiteki-yougo_130.pdf 2025.

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

表1 ファミリーホームへの児童相談所・フォスタリング機関の支援の状況

	児相・フォスタリング機関の支援あり		児相支援あり・フォスタリング機関支援なし		児相支援なし・フォスタリング機関支援あり		児相・フォスタリング機関の支援なし		未記入
	その他あり	その他なし	その他あり	その他なし	その他あり	その他なし	その他あり	その他なし	
不調による委託 解除 (n=30)	3 10.0%	0 0.0%	8 26.7%	6 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 10.0%	5 16.7%	5 16.7%
合計	3(10.0%)		14(46.7%)		0(0%)		8(26.7%)		
最も長く養育し てきた子 (n=65)	2 3.1%	3 4.6%	6 9.2%	11 16.9%	2 3.1%	4 6.2%	9 13.8%	19 29.2%	9 13.9%
合計	5(7.7%)		17(26.1%)		6(7.3%)		28(43.0%)		
合計	5	3	14	17	2	4	12	24	30.6%

* その他の支援とは医療機関、教育相談などの地域の支援

表2 調査協力家庭一覧表

協力家庭	養育者の年齢	性別	家族状況	里親登録	実子の有無	これまでの受諾人数	委託時と委託解除時の子どもの学年	里子の性別	保護の理由	里子の主な問題	医学的診断	知能検査	フォスタリング機関からの継続的な里親支援	児童相談所・フォスタリング機関・その他のからの子どもへの継続的な支援
	50代 50代	男 女	夫婦で運営。夫が自営業、妻がファミリーホーム専業。実子夫婦が養育補助者。	有	有	4人	就学前～就学前	女	父母の離婚、その他（父母の係争中）	暴力、他の委託児童への加害	視覚障害、注意欠陥多動性障害	不明	無	児童相談所（児童心理司）
	70代	女	回答なし	有	有	5人	就学前～成人	男	里親養育不調による委託解除	盗癖、対人トラブル	知的障害	不明	無	無
	50代	女	夫婦で運営。夫が自営業、妻がファミリーホーム専業。養育補助者二名雇用。	有	有	6人	小学校高学年～小学校高学年	女	母の虐待もしくは酷使	他の委託児童とのトラブル	注意欠陥多動性障害、チック	受けたが結果はわからない	無	無
	60代	女	妻がファミリーホーム専業。夫は正規雇用で、養育者登録をしていない。養育者の実母が養育補助者。	無	無	4人	小学校高学年～中学生	女	父母の不和、父の虐待もしくは酷使	希死念慮、自殺企図、学校での反抗的態度	注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム障害	WISC 全検査IQ 91－100	無	精神科医療受診
	60代	女	夫婦で運営、ファミリーホーム専業。養育補助者一名雇用	有	有	5人	就学前～小学校低学年	男	父母の未婚、養育拒否	学校での暴力、暴言	注意欠陥多動性障害、限局性学習症	受けていない	無	精神科医療受診
	50代	女	夫婦で運営。妻がファミリーホーム専業。夫は養育補助者。養育補助者二名雇用。	有	有	3人	就学前～小学校低学年	女	養育拒否	食事がとれなくなる	無	受けていない	無	無
	50代	女	夫婦で運営、ファミリーホーム専業。養育補助者二名雇用。	有	有	3人	小学校高学年～成人	男	父の虐待もしくは酷使、母の虐待もしくは酷使	嘘をつく、養育者との関係構築の困難さ	無	WISC 全検査IQ 91－100	有	有
	60代	女	夫婦で運営。夫が自営業、妻がファミリーホーム専業。養育補助者二名雇用。	有	有	6人	中学生～高校生	女	父の虐待もしくは酷使	委託されている他児との関係構築の困難さ	愛着障害、注意欠陥多動性障害	不明	無	無
	70代	男	夫婦で運営、ファミリーホーム専業。養育補助者二名雇用。	有	有	4人	中学生～中学生	女	母の虐待もしくは酷使、養育拒否	委託されている他児との関係構築の困難さ	不明	不明	無	無
	60代	女	夫婦で運営。夫が正規雇用。妻がファミリーホーム専業。養育補助者二名雇用。	有	有	5人	高校生～高校生	男	保護者の精神疾患、児童の問題による監護困難、その他（母との不和）	うつ傾向、希死念慮	うつ傾向	WISC 全検査IQ 81－90	有	精神科受診・児童相談所（児童心理司）

図1：ファミリーホームへの調査から得られた養育不調による委託解除のプロセス図

